



家公務員共済制度の取り扱いと全く軌を一にしてまいったわけでありまして、昭和四十九年以来毎年一ヵ月ずついわゆる繰り上げてまいりました。いわばそのおくれを取り戻すという措置をいたしましたが、本年度におきましては、改正におきましては、恩給制度と同様に、御案内どおり、ことしの四月から改定を行なうとのとおり、ことしの四月から改定を行なうといふことでお願いをいたしております。

しかしながら、これらの年金額の改定率の算出の基礎となります公務員のペア率というものは、御案内のとおり、前年度のものを用いるということにいたしておりますので、たとえば五十二年度について申し上げますれば、五十一年度の公務員の給与改定率を用いているということになつておりますので、実質的には現職の公務員の給与改定の時期に比べましてまだ一年のおくれがあるということは事実だと存じます。

答弁がなされておりますが、これは共済についても来年度以降も四月一日実施からおくれることがない、むしろ、一年分の現職からのおくれといふものを取り返す努力をさらに続けられる、こういうふうに受けとめておいてよろしいですか。

○政府委員(石見龍三君) 御指摘の点につきましては、一つは、やはり財政問題も絡んで、いわば年金改定におきます財政問題も絡んでまいるとおもいます。あるいはまた、ただいま御答弁申し上げましたように、恩給制度が一体来年度以降どう取り扱われる事になるのか、あるいはこれに兎も角もつての国家公務員共済はどう取り扱いになるのか、ということも十分私ども見きわめなければならぬことは存じておりますけれども、この点につきましては、ただいま御答弁申し上げましたように、私どもやはりこれを次第に縮めていくという努力は来年度以降も続けていきたいというふうに存じておりますところでございます。

おきまして若干の差異があることは承知はいた  
ておりますが、やはりこの一五%を引き上げていただきたいという気持ち  
私どもとしては非常に強く持つておるわけであ  
ります。

実は、昭和五十二年度の今回御審議を賜つて  
りますこの年金法の改正に際しましても、関係  
府ともいろいろ協議をし、お願いもしてまいつ  
わけでございますが、最終結論的に申します  
ば、この一五%を引き上げていただくという段  
には至らなかつたわけであります。しかし、私  
もといたしましては、今後もちろん民間厚生年  
との給与水準の問題とか、その他もろもろの問  
はあるにいたしましても、この一五%を引き上  
げていただくように私どもとしては今後とも努力  
してまいらなければならないというふうに存じ  
おるところでございます。

○和田静夫君　遺族年金でありますか、給付水

のをりをしておける問題を階層ごとに見ると、やはり等とのバランスもあるわけでありまして、なかなか実現を見ないわけでござりますが、私どもいたしましては、遺族年金を受けておられる方の中でも、一般的に稼働能力が低いではないかと考えられますような老齢者、あるいはまだ小さな子供さんを抱えておられます寡婦というような、いわば弱い立場におられる、しかもその受給額が少ないと、いう方々に対しましては、緊急的な給付改善が必要と考えまして、今回御審議をお願いしております法案の中でも、このような老齢者あるいは寡婦などにつきましては、特にその最低保障額を改善していくだくということをお願いをいたしておるところでございます。

このような改善措置をとりました結果、これらの方々に対します遺族年金の最低保障額は、御案内のとおり、昨年新たに設けられました寡婦加算の措置等とあわせまして、実質的には退職年金の約六割程度の水準に達しておるというふうに考え

うことにつきましては、申し上げるまでもなく、これはやはり恩給とのバランスあるいはまた國家公務員共済組合との均衡というのも十分図つてまいらなければならぬわけでござりますが、私どもやはりただいま申し上げましたように、現職の公務員に比べて一年のおくれがあることは事実でござりますので、これまでの経緯を踏まえ、あらはしまだことし四月にお願いをしておりますところはまたことし四月にお願いをしておりますといふような状況を踏まえまして、今後ともそのおくれを取り戻すと申しますか、改定実施時期の改善につきましては私ども努力をしてまいらなきやならないといふように存じておりますと同時に、翌年度以降これら関係省庁とも十分協議をして実現に努力をしてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○和田静夫君 一度実施されたことについてはおむね既得権として今日までは大体守られてきた。そうしますと、四月一日実施という問題につきましては、内閣委員会では、すでに恩給については今後四月一日実施を続けるという、そういう

きましては、厚生年金や私学共済などと比べまして、公的負担が非常に低い、こういう状態になつてアンバランスがあるわけですが、この是正ですね、共済の公的負担の拡充については、これまでずっと附帯決議がなされてきた経過はござりますが、引き上げに努力をされる、こういうふうに踏んでおいてよろしいですか。

○**政府委員(石見隆三君)** 共済組合の長期給付に必要といたします費用のうちで、地方公共団体の公的負担の割合は、御案内のとおり、国家公務員共済組合におきます国との公的負担の割合と同様に、ただいまは昭和三十九年以来一五%というふうに相なつておるところでございます。一方、私学年金あるいはまだ農林共済等におきましては、これを上回る率になつておることも事実でござります。で、厚生年金におきます国庫負担の割合が昭和四十年五月から二〇%ということになつておるという状況でもあるわけであります。私ども、もちろん民間におきます厚生年金とやはり國家公務員共済あるいは地方公務員共済が、その内容に

○政府委員(石見龍三君) 遺族年金につきましては、御案内のとおり、現在退職年金の五〇%といたしましては、やはり遺族年金と申しますものが、残された遺族の方々の生活に資するといふ常に大切なものですござりますので、この遺族年の実質的な価値を高めてまいらなければならぬということとは非常に強く感じておるわけでございます。したがいまして、そういう中でこの遺族金の支給率の五〇%をさらに引き上げていってどうかというような御意見のあることも私ども深知をいたしておるわけでございます。しかし、一族年金のこの支給率を、その遺族年金を改善しすために支給率五〇%自体を引き上げるといふことは、これはやはりまたもう一つの公的年

遺族者つての非金年は承認されましまま金のいといふこととては、言うまでもなく特別に配慮すべきものだと考えております。

○和田静夫君 いまお答えがありました遺族年金のうちの寡婦加算、扶養加給額、これは幾らになさせてはば六割というところまできておるわけでございますが、いま御指摘のような点につきましては、言うまでもなく特別に配慮すべきものだと要望もあり、私ども前段申し上げましたように、この遺族年金自身が残された遺族の方々の生活に資するという大きな役割りを担っておりますのでございますので、今後ともこの給付水準あるいは給付内容の改善につきましては、他の公的年金との均衡も見合いかながら努力をしてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございほす。

○和田静夫君 この最低保障が生活保護基準よりも低いところがありますね。これらのところはもうやっぱり早急にこの手だてをすべきだと、こう思うのですが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(小川平二君) ただいま政府委員から申し上げましたように、昨年の寡婦加算措置とあわせてほぼ六割というところまできておるわけでございますが、いま御指摘のような点につきましては、言うまでもなく特別に配慮すべきものだと要改善につきましては、各方面からいろいろ御要望もあり、私ども前段申し上げましたように、この遺族年金自身が残された遺族の方々の生活に資するという大きな役割りを担っておりますのでございますので、今後ともこの給付水準あるいは給付内容の改善につきましては、他の公的年金との均衡も見合いかながら努力をしてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございほす。

Digitized by srujanika@gmail.com

りますか。

○説明員(桑名靖典君) 現在の扶養加給の額は、遺族年金を受ける者が妻である配偶者である場合で、かつ遺族である子供さんがおられる場合に、その子一人について四千八百円でございます。なお、その子供さんが二人までは一人について二万四千円でございます。それから当該遺族年金を受ける者が子供であって、かつ二人以上いる場合には、その子のうち一人を除いた子一人について四千八百円、二人までは一人について二万四千円となっております。

さらに寡婦加算でございますが、遺族である子供が一人いる場合には三万六千円、遺族である子供が二人以上いる場合には六万円、六十歳以上である人で子供がない場合は二万四千円となつております。

○和田静夫君 その寡婦加算は、五十一年、それから扶養加給は四十九年、つくられましてからこれまでずっとと据え置かれていますよね。物価の上昇などを考えてみますと、この辺大変腑に落ちないわけですが、この辺の見通しはどうなんですか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘にございましたように、寡婦加算あるいは扶養加給の額が昨年の額と同額であるということにつきましては、御指摘のとおりでございます。しかし、この

寡婦加算あるいは扶養加給の額につきましては、厚生年金でございますとか、その他公的年金制度も同様ということにされておりまして、ひとり地方政府員共済制度のみでこの問題を措置をするといいますが、これはまた困難な面もあるわけであります。私どもといだしましては、今回これらの点につきましていろいろ検討いたしたわけでございますが、いま申しましたような他の年金等におきます取り扱いとの均衡ということもありますして、今回は見送らざるを得なかつたというの実情でございます。

ただ、今回の改正で、遺族年金の最低保障額を引き上げることいたしておりますと同時に、さ

する遺族年金の最低保障額につきましては、さら

に引き上げることといたしておりますと、実質的にはこれらの方々に対する給付内容の改善を図る

という措置をとったわけでございます。したがいまして、先生御指摘ございましたように、扶養加給あるいは寡婦加算自体を引き上げることはできなかつたわけですが、これらのいま申しますような方々の最低保障額を引き上げることによりまして実質的な内容の改善を図つたわけでございます。

なお、今後この寡婦加算あるいは扶養加給の問題等も含めまして、やはり遺族年金自体の実質的な価値を上げていくということにつきましては努力をしてまいらなければならないというふうに存じておるところでございます。

○和田静夫君 昨年のこの附帯決議というのは、遺族年金の給付水準を七〇%までに引き上げる法律上の措置を講ずることと、こういうことになつてゐるわけで、これも御存じのとおり満場一致であります。この附帯決議の実現の努力を最も早い時期に行なうというふうに今までの答弁を理解を

○国務大臣(小川平一君) あとう限り早い時期に実現を見るよう努めます。この趣旨に御理解ください。

○和田静夫君 委員長の配慮もありまして、この前交付税の論議で残している部分について引き続

いて若干の質問をいたしたいと思います。

まず、公衆衛生の部分について質問をいたしま

すが、全国の保健所の総数は現在どれだけで、十

年前の昭和四十二年との対比はどういう関係になつているか、ちょっと教えてください。

○政府委員(佐分利輝彦君) 五十二年度の予算で

まして、五十二年度市の保健所一ヵ所を新設いたしております。

○和田静夫君 四十二年は。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま手元に資料がございませんので、大ざっぱな数にならうかと

思ひます。私の記憶では八百三十二カ所であったと思います。

○和田静夫君 これ私は八百二十九カ所と見ておるのでございますが、全部これ承認分でしょうかね。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま申し上げました五十二年度八百五十二カ所は全部承認した数字でございます。

そこで、先走つて申し上げるようでございますが、いわゆる未承認と称されておりますものがあと七カ所残っております。

○和田静夫君 法制局に伺いますがね。いま答弁がございましたように、未承認の保健所が放置をされている。そこで、これは地方財政法の趣旨から言つて納得ができないわけですが、法制局は十

条との関係でどういうふうにお考えになりますか。

○和田静夫君 法制局に伺いますがね。いま答弁がございましたように、未承認の保健所が放置をされている。そこで、これは地方財政法の趣旨から言つて納得ができないわけですが、法制局は十

条との関係でどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(前田正道君) 地方財政法の第十一条の経費に関する規定で御案内のとおり十一條における

経費に関しまして、御案内のとおり十一條における

規定の趣旨につきましては、私どもは、国の負担金の算定の仕組みが法律または政令で明らかに

されると、いうことを予定した規定だと考えており

ます。そうしました場合、特に政令の場合だと思

います。政令ですべてを書かなければいけない

かという問題になろうかと思うのでございま

すが、先ほど申し上げましたように、その仕組みを

明らかにすることとございますればそこは足りるのではないか。したがいまして、先生の御指摘は、保健所法で申しますならば、保健所法施行令の九条が、厚生大臣が定める基準、あるいは厚生大臣の定める整備計画ということが何も内容なしに書かれているところが問題ではないかとい

う御指摘ではなかろうかと思います。そうしまし

た場合には、政令ですべてを書かないという点につきましては、物事によりましては厚生大臣が適時決められた方がむしろ制度の趣旨にかなう、情勢の変化に即応できるというような面もあってその

ような規定がされているというふうに考えるわけ

であります。

ただ、問題は、その厚生大臣の定めが白紙委任と申しますか、そういうものであつてはならないことは申し上げるまでもないことでございまして、先ほど申しました基準あるいはその整備計画

と申しますが、そういうものであつてはならないことは申し上げるまでもないことでございまして、先ほど申しました基準あるいはその整備計画

て、厚生省にもお願ひを申し上げておるところであります。

○和田静夫君 厚生省、保健所職員について、補助対象となる職種と対象外の職種、その身分をちよつと明らかにしてください。

員は、大きく分けて三種類に分かれると見えますが、まず第一が補助対象職員でございます。また第二のグループは交付税対象職員でございまして、第三の職員は、これに並んで省営会員に

す。殊の第三の職員は、たゞ名など音検査員とか、あるいは狂犬病予防員のような、使用料、手数料に基づいて、いわゆる特定財源によって都道府県へとて仕事する者でござります。

府県とか政令市が置く職員でございます。  
○和田静夫君 保健所の運営というのは、保健所  
經理事務合理化法に基づいて政令、保健所法施行

令の第十九条 そういうものによって厚生大臣の定める基準によって補助が行われることになってい るわけですが、保健所法第二条の事業の範囲です

が、この範囲は包括的かつ相当広範囲にわたっておりまます。それなのに、なぜ対象内と対象外とに区分をされなければならぬのか、その説明をして

いただきたいのですが、特に区分している根拠は何であって、それは一体何に基づいているのかと  
いうことですね。

○政府委員(佐分利輝彦君) ます一般原則から申しますと、保健所の業務はまず対人保健サービス、人の衛生に関するサービス、また第二に環境

保健サービスで、これは環境の、水とか空気とか食物だとか、そういうもののサービス、さらに第三のものといったしては医療監視とかある

いは薬事監視といったサービス。最後に残りますのが、衛生統計を含めましてその他のもろもろのサービス並びに業務、こういうことにならうかと

思うのでございますが、基本的な考え方は、第一の対人保健サービスつまり人の衛生に関するサービスを担当するような職員については補助対象職

員にしようという考え方でございます。

視員だとか環境衛生監視員だとか家庭用品衛生の

○政府委員(首藤堯君) 保健所の職員の中で、先ほど厚生省の方からお話をございましたように、

三種類、国庫補助対象にされておりますものと、交付税対象になつておりますものと、使用料、手数料等、特定財源で賄われる、こういう区分がある

わけでございます。このうち、いわゆる交付税に算入をされておりますものにつきましては、若干歴史的な因縁もあるわけでございまして、地方財

政平衡交付金制度の発足の際に、食品衛生監視員、これにつきましては補助金整理が行われて、地方財政平衡交付金——後の交付税でございますが、

これに算入をされたという実態がござります。さらに、その後環境衛生監視員とか、環境衛生指導員とか、こういうものが出てまいりまして、これ

は厚生省でおしあつておりますように、本庁においても業務ができる、それを便宜上保健所に入れてあるんだ、こういうふうな考え方で交付税対

象にしてあるというよろいきさつをたどっておりまます。

厚生大臣の定められます基準のあり方、これによるものでございますので、特に私どもとしてはこのことが違法だというようには考えていないので

ございますが、それにも増しまして、この補助対象外の職員とされております職員、これにつきましても、現在の状況では経済情勢の変化等に伴い

まして、保健所行政とか、職員配置の実態、これが配置基準で必ずしも実態に合っているかどうか、こういった問題があろうかと思うわけであります。

ます。したがいまして、こういった点を実態に即した合理的な基準にして補助対象職員を十分ふやしてくれるようだ、そうでないと保健所が動かなくな

○和田静夫君　五十二年度の保健所の補助職員のいというようなことを絶えず厚生省にはお願いを申し上げておるわけであります。

定数は何名であります、それは四十二年と比べてみてどのくらい減少になつておりますか。

おきましては、年度末で補助対象職員定数二万一

〇和田静夫君　この減の場合ですが、職種別に何を減員しているわけですか。そしてその積算の根拠というのはどういうことでしよう。

○政府委員(佐分利輝彦君)　職種別には行(一)の方々を削減いたしていけるわけでございまして、医療職(二)(三)の方々は削減の対象にいたしております。で、これは先生も御存じのように、五十二年度を初年度といたしまして五十五年度まで四カ年計画で第四次定員削減をいたしておりますが、その削減率は二・五%で、内容は国立病院並みの削減計画になっております。

〇和田静夫君　いま言われた二十三名の公害関係職員の増員並びに保健所保健婦の職員の増員ですね。これの根拠と配分の予定というのはどういうことですか。

〇政府委員(佐分利輝彦君)　公害保健担当職員の増員計画は、すでに第一次の五ヵ年計画を終わつたわけでございますが、第二次の計画の初年度として八名を増員することにいたわけでございます。これは、第一次計画でおおむね公害問題地区の保健所につきましては公害担当職員を配置したわけです。けれども、なお若干その周辺の保健所にも職員を配置しなければならないという考え方でございます。また二十三名の保健婦の増員につきましては、脳卒中半減策の第一年度分といったしましていさかが少のうござりますけれども、二十三名を増員することにいたしました。

公害担当職員の方は、先ほど申し上げましたようなところでございますので、おおむね配置する保

健所は決まっているわけでございます。臍卒中半減対策担当の保健婦の増員につきましては、これから各県で三ヵ所ずつ特別対策地区が指定されまいりますので、その地区の指定状況を見、またその地区の内容を拝見した上でどこに配置するかを決めてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 ジヤこれはいつごろまでですか、後者の部分。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま各都道府県、政令市から御説明を聽取しているところでございまして、できるだけ早く、できれば六月、近くとも七月ぐらいには決めてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 厚生省の調べで、五十年度の保健所の補助職員の数というのは二万四千七百七人ですね。地方財政計画ではこれは二万一千三百四十九人。地方財政計画ではそういうふうになつてゐるのはこれはどういうことでしょうか。

○政府委員(首藤義君) 地方財政計画では、先ほどお話をございました国庫補助職員数、これが予算定員として決まつてまいっております。この数字を挙げておるわけでございまして、五十年度はただいま御指摘のように二万一千三百四十九人、五十一年は二万一千二百七十八、五十二年は二万一千五百四十四、こういう数字になつてしております。これが予算定員として決まつてまいっております。この点は、この二万四千七百七人というのとは、厚生省、実数ですね。

○政府委員(佐分利輝彦君) 最近の各都道府県、政令市の御報告では、二万四千六百十二というふうになつております。

○和田静夫君 そうするところの二万四千六百十二人と予算人員二万一千三百四十九人、どうしてこのような差が出るわけですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) この点は、私どもが考え方と各都道府県のあるいは政令市の考え方若干違う点がございます。と申しますのは、私ど

もはこの二万四千六百十二人の中には交付税対象職員が入っているのじやないか。また先ほど申し上げました特定財源対象職員が入っているのじやないかと考えているわけでございます。

○和田静夫君 これは補助対象の方は、いや、そうではありません、これは補助対象職員でございます、こうおっしゃるわけでございません、これは補助対象職員でございますが、地元の方は、いかと考へておられます。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま各都道府県、政令市から御説明を聽取しているところでございまして、見ておりますが、非常に重要な問題でございますので、現在その内容を詳しく調べているところでございます。

○和田静夫君 この調査はいつごろ完了します。

○政府委員(佐分利輝彦君) 今回の事情聴取が終われば一応大まかな調査は終了すると思ひます。

○和田静夫君 このような重要な問題でございますので、さらくその後を追つかけて若干の精密調査等もしなければならないかと考えております。

○和田静夫君 それだから、その時期はいつごろになるわけですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) まだ決めておりません。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど来御説明しておりますように、現在各都道府県、政令市から説明聴取をしている段階でございます。

○和田静夫君 ヒヤリングが始まつてある段階となるわけですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) か。

○政府委員(佐分利輝彦君) それが、先ほどお話を出ております二万四千六百とか二万四千七百という数字でございます。

○政府委員(佐分利輝彦君) 全部は含まれております。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先ほど、あと残つているいわゆる未承認保健所は七ヵ所と申し上げました。

したが、たとえば埼玉県の上尾などのいわゆる保健所は、従来の保健所の規格基準に照らしてみるとその基準に合わないわけでございますので、建物、設備の問題から始まりまして、一番の問題は職員配置の問題でございまして、通常、普通の保健所であれば二十六人程度は職員を配置すべきですが、上尾の場合等は八人とか九人しかいらっしゃらない。こういうものはとても規格基準から申しまして保健所とは言えないのじやないか。いわゆるヘルステーションといった範囲に入るものじやないかと思います。

また、地元の東京都は、従来からこの未承認保健所の承認問題について、何と申しますか、余り御熱心でない申しますか、要望をなさないというような傾向がございます。

○和田静夫君 極端な話、昭和四十四年五月。別に定める人員達ですがね、昭和四十四年五月。別に定める人員といふにあるわけですね。これはどういう基準で総数並びに各県別の人員が決まるわけですか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 二十二年に保健所法をつくりましたときには、戦前の昭和十二年から保健所の歴史があつたわけでありますけれども、その延長といたしまして、A、B、C分類で保健所の型別編成整備を進めたわけでございます。

○和田静夫君 保険所の型別編成整備を進められたわけですが、先生よく御存じのように、昭和三十五年に市郡別といつた新しい型別の保健所再建整備計画を立てまして、そのときに各保健所ごとの必要職員数といったものを積み上げたわけでございますけれども、当時の実際の職員配置はそれをかなり下回つたわけでございます。したがつて、三十五年

度の実績をもとにいたしましてその後保健所の整備充実を進めてきたわけでございますけれども、特に職員がふえてまいりましたのはここ七、八年といったところでございます。その第一は、先ほど

お話をございました二万四千六百とか二万四千七百という数字でございます。

○和田静夫君 そこで、これはこの中には未承認保健所が含まれているわけですかね。

○政府委員(佐分利輝彦君) 全部は含まれております。

か沖縄とか、こういった特別地区を担当する保健婦の増員、さらに、ここ二年間始まっておりま

す特別僻地対策に必要な保健婦の増員、そういう問題でございます。そのほかに、先ほ

ども御説明いたしましたが、五年前には沖縄の復帰がございまして、あの七ヵ所の保健所の職員がこちらに入ってきたわけでございます。その後の問題といったしましては、先ほど御説明いたしましたが、五十年度、五十一年度と未承認保健所の解消計画を年次的に進めてまいりましたし、また昨年度は一ヵ所新設も認めておりますので、そういう問題で増員が図られたということでございま

たが、五十年度、五十一年度と未承認保健所の解消計画を年次的に進めてまいりましたし、また昨年度は一ヵ所新設も認めておりますので、そういう問題で増員が図られたということでございま

す。

○和田静夫君 これ、どうなんですかね、未承認保健所をやつぱり補助対象とするように厚生省は努力をされなければならぬでしょう。そしてそのためにはやっぱり政令は改められるべきではないかと思うんです。国が必要な予算を組まずに、自治体が必要性に基づいてやむを得ず独自に保健所法に従つて設置をする、そういうものをやつぱり外すというのは法の精神から言つては好ましい状態ではないんじゃないだろうか、そういうふうに考へます。

○和田静夫君 これが、どうなんですかね、未承認保健所をやつぱり補助対象とするように厚生省は努力をされなければならぬでしょう。そしてそのためにはやっぱり政令は改められるべきではないかと思うんです。国が必要な予算を組まずに、自治体が必要性に基づいてやむを得ず独自に保健所法に従つて設置をする、そういうものをやつぱり外すというのは法の精神から言つては好ましい状態ではないんじゃないだろうか、そういうふうに考へます。

なかろうかというような計画もあるわけでございます。

したがつて、私どもは各都道府県とか政令市から事前によくお話を聞き、大所高所から国家的に判断をいたしまして整備を進めていくということになると思うのでありますし、各都道府県や政令市が保健所をおつくりになればすべて保健所として承認登録をし、補助対象にするということはできないと思うのでございます。

○和田静夫君 私も、それぞれの都市、都道府県においてつくつていこうというのには必要に応ずるものである、そういうことはもう明らかであつて、その辺のものについてはやっぱり十分に協議をされながら整備への努力をしていく、そして承認基準に達するような形での行政指導があります、こういう関係というものは当然あつてよいんだろうと思いますね。そのことまでは否定はされませんね。

○政府委員(佐分利輝彦君) 基本的にはそのとおりだと私どもも考えております。ただ、保健所新設に当たりまして、私どもがいつも地元の方にアドバイスをいたしますのは、何も保健所でないといけないというようなことはないのではないか。たとえば団地でありますと、そのニーズが母子保健ということであるならば、児童家庭局が所管しております母子保健センターを整備するというふうなこともございましょうし、もっと医療面等の色彩が強いのであれば、国民健康保険の直営診療所あるいは国民健康保険の保健婦のステーション、そういうものもございましょうし、また、ここ五、六年東京都等でお始めになりましたヘルステーション、こういったような性格のものもございましょう。そういうところをやはり医学的にあるいは社会的にいろいろと考えた上で地域の保健計画は立てるべきであるというアドバイスをしているわけでございます。

○和田静夫君 保健所の経理事務合理化特別措置法における対象外、対象内職員の区分そのものがおかしいのではないだろうかという疑問の提起をいたしました。さらに、巡回検診車の運転に携わ

る者なども当然私は対象に入れるべきだと思うのですが、これはどうです。

○政府委員(佐分利輝彦君) 各都道府県が郡部、辺地に対して行つております移動保健所の予算は計上して補助対象にいたしております。また、たとえば結核の検診といった非常に対象の多いサービ

スがございますが、この場合には、結核検診車が回つて検診をいたしておりますが、それも対象にいたしております。しかしながら、サービスの種類によつて、たとえばがんの検診のようなものは、これは都道府県の本庁がいろいろと計画をしてやるという形になつておりますし、また一方、脳卒中半減等の循環器疾患対策などは市町村にやつていただくというようなたまになつてゐるわけでございます。したがつて、そのようなサービスの種類、またそのサービスの進め方、分担に応じて必要なものは補助対象にしているつもりでございます。

○和田静夫君 市町村にやつてもらうとか、いろいろのもののいわゆる見方というのは、それらは全体としては交付税で見られる、そういうような形のものであるから、厚生省としてはそういう意味での見落としがあつても構わない、そういう理解でしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) そうではございません。ただ、住民の健康問題というのはすぐれて市町村の固有事務に属するようなものであろうかと思つておきますが、特にナショナルミニマム法十一條に違反をする、ここまでは言い切れないと思つておきます。具体的にその内容そのものが、やはり最近の社会的な情勢の実態に合う適切な基準として定められておるかどうか、こういったような実態的な価値判断、これでもつてお願いをしなければならぬ仕組みのものじやなかろうかと私ども考えておるわけでありまして、そう申しますか、あるいは国策という立場に立ちまして、国民病とかあるいは社会疾病と言われるものについては、法律に基づかないけれども、やはりこの三分の一というような形でやつております。

○和田静夫君 保健所の経理事務合理化特別措置法における対象外、対象内職員の区分そのものがおかしいのではないだろうかという疑問の提起をいたしました。さらに、巡回検診車の運転に携わ

る者なども当然私は対象に入れるべきだと思うことがあります。

○和田静夫君 法制局もいまの答弁のようなものとその分担ということに応じて市町村にそのように補助金を差し上げる場合もある、また保健所の正規の事業として、保健所の運営費補助金として差し上げる場合もございますし、また県の直轄事業として県の方に差し上げるという場合もあります。

○和田静夫君 保健所法の十条で、政令で定めるところによると、こうあるわけですね。政令では、運営費に関しては、その重要な部分を厚生大臣の定める基準に任せると、こういうことになつてゐる。つまり、政令に委任をしながら、その政令に具体的な中身がない。さつきから何回か論議をしました。これはどうもやっぱり地方財政法十一條に違反をするというふうに考へざるを得ないので、これは自治省いかがでしようか。

○政府委員(前田正道君) 地方財政法では、その国と地方とが負担をします場合に、経費の種目、算定基準、こういったものを法律または政令で決めると、こういうことです。これは算定の仕組みとか、経費の種目とか、そういうふうな形のものであるから、厚生省としてはそういう意味での見落としがあつても構わない、そういう理解でしようか。

○和田静夫君 市町村にやつてもうとか、いろいろのもののいわゆる見方というのは、それらは全体としては交付税で見られる、そういうような形のものであるから、厚生省としてはそういう意味での見落としがあつても構わない、そういう理解でしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) そうではございません。ただ、住民の健康問題というのはすぐれて市町村の固有事務に属するようなものであろうかと思つておきますが、特にナショナルミニマム法十一條に違反をする、ここまでは言い切れないと思うわけでございます。具体的にその内容そのものが、やはり最近の社会的な情勢の実態に合う適切な基準として定められておるかどうか、こういったような実態的な価値判断、これでもつてお願いをしなければならぬ仕組みのものじやなかろうかと私ども考えておるわけでありまして、そう申しますか、あるいは国策という立場に立ちまして、国民病とかあるいは社会疾病と言われるものについては、法律に基づかないけれども、やはりこの三分の一というような形でやつております。

○和田静夫君 保健所の経理事務合理化特別措置法における対象外、対象内職員の区分そのものがおかしいのではないだろうかという疑問の提起をいたしました。さらに、巡回検診車の運転に携わ

ります。

○和田静夫君 ただいまの御答弁は、先ほど私がお答えいたしましたものと同趣旨と考えますので、そのとおりに考へております。

○和田静夫君 そこで自治省、地方財政法の地方財政計画の方の保健所補助職員の定数の算入の仕方はどうも不十分である。先ほども触れましたが、厚生省の数字とも食い違つわけですね。現実を無視して機械的に定数削減が行われるというの非常におかしいと私は思うのです。東京都の一例を挙げますと、五十二年度の保健所関係条例定数が九百十八人、うち未承認保健所は二カ所で九十三人。内訳が、承認されている保健所のうち補助対象といふのは五百四十九人、対象外が二百七十六人、未承認の保健所九十三人のうち厚生省基準で対象となるべきものが六十八人、対象外が二十五人、国と地方とが負担をします場合に、経費の種目、算定基準、こういったものを法律または政令で決めると、こういうことです。これは算定の仕組みとか、経費の種目とか、そういうふうな形のものであるから、厚生省としてはそういう意味での見落としがあつても構わない、そういう理解でしようか。

○政府委員(前田正道君) そうではございません。ただ、住民の健康問題というのはすぐれて市町村の固有事務に属するようなものであろうかと思つておきますが、特にナショナルミニマム法十一條に違反をする、ここまでは言い切れないと思うわけでございます。具体的にその内容そのものが、やはり最近の社会的な情勢の実態に合う適切な基準として定められておるかどうか、こういったような実態的な価値判断、これでもつてお願いをしなければならぬ仕組みのものじやなかろうかと私ども考えておるわけでありまして、そう申しますか、あるいは国策という立場に立ちまして、国民病とかあるいは社会疾病と言われるものについては、法律に基づかないけれども、やはりこの三分の一というような形でやつております。

○和田静夫君 保健所の経理事務合理化特別措置法における対象外、対象内職員の区分そのものがおかしいのではないだろうかという疑問の提起をいたしました。さらに、巡回検診車の運転に携わ

の自治大臣と法務大臣と一緒に並んでいたときながら、たとえば代用監獄などの問題を論議をしてまいりました。そして約束されたことは、法の改正の部分についてはまだ私としては全面的に納得できません、その手直し全部については。しかししながら財政的な措置についてはともあれ今年度予算において前進を見た、こういうことを経験をしました。きょうの保健所の論議の問題も、自治大臣、ぜひ記憶にとどめながら、財政的な措置の部分については、やはり財政区分の問題については前進をするように心がけていただきたいと思います。

同時に、超過負担の問題というのは、やっぱり六団体に調査を任せたときに六団体から要求が上がってきたものに対する対応するというだけではなくて、何といいますか、自治省、政府の側も同じテーブルにお着きになる、こういうことが必要だと思います。町村さんが自治大臣の当時に、政府の側からも、六団体に積極的に超過負担解消のための調査委員会等が設けられ調査活動が行われるのならば、そこに人を出していってもよろしいですよ、こういうような合意も私たち中に立てたこともありますので、ぜひ小川自治大臣もそういう姿勢を堅持をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(小川平一君) よく承りましたので、問題が少しでも前進いたしますように努力をするつもりでございます。

○和田静夫君 大都市交通問題に入ります。

地下鉄建設の補助金であります、この補助金については、昨年五十一年の十月二十八日の参議院地方行政委員会でも伺ったのであります、結論から言いまして、運輸省の補助金は運営費補助金であるのか、それとも建設補助金であるのかと、いうことが、どうもやつぱりすとんと落ちないんですけれども、いかがですか。どちらですか。

○説明員(中村徹君) 運営費補助と考えております。

○和田静夫君 運営費補助金なのに、たとえば名

目は「地下高速鉄道建設費補助金」ですね。積算

も建設工事費というふうになっていますね。これがさしかしながら財政的な措置についてはともあれ今年度予算において前進を見た、こういうことを経験をしました。きょうの保健所の論議の問題も、自治大臣、ぜひ記憶にとどめながら、財政的な措置の部分については、やはり財政区分の問題については前進をするように心がけていただきました。

同時に、超過負担の問題というのは、やっぱり六団体に調査を任せたときに六団体から要求が上がってきたものに対する対応するというだけではなくて、何といいますか、自治省、政府の側も同じテーブルにお着きになる、こういうことが必要だと思います。町村さんが自治大臣の当時に、政府の側からも、六団体に積極的に超過負担解消のための調査委員会等が設けられ調査活動が行われるのならば、そこに人を出していってもよろしいですよ、こういうような合意も私たち中に立てたこともありますので、ぜひ小川自治大臣もそういう姿勢を堅持をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(小川平一君) よく承りましたので、問題が少しでも前進いたしますように努力をするつもりでございます。

○和田静夫君 大都市交通問題に入ります。

○説明員(中村徹君) 運営費補助金なら、いわゆる頭金分一〇%引く。何で一〇%引くんだろう。何で自治体がこれを持たなきゃならぬのですか。

○説明員(中村徹君) 運営費補助の場合に建設費を基礎として計算をいたすわけですが、

○和田静夫君 明確に運営費補助と、こう言われた。そうすると、運営費補助金なら、いわゆる頭金分一〇%引く。何で一〇%引くんだろう。何で

○説明員(中村徹君) 自治体がこれを持たなきゃならぬのですか。

○説明員(中村徹君) 建設費を基礎として計算する場合に、どのような考え方でその建設費を見るかと

○和田静夫君 結局、どうも私は運営費補助とい

うのは、何編か、何年間かにわたってこれを取り上げてきてどうも理解ができないんですね。あなたの方のどうも説明弁にしか聞こえないんです。

○和田静夫君 その理由は私が今まで述べてきたとおりであります。この建設費を積算の基礎に据えることがどうもおかしい。しかし、それはさておくといたしましても、昭和五十二年の四月二十二日に衆議院でもって一定の答弁をされているわけですね。私は運営費補助だから六年分割であると、そう言っているんですね。ところが向こうでは、他の人に對しては一括払いにしたい、こう言われているでしよう。しかし、これは財政上はできないんだと、そう言つていてるんですね。これはどういうことなんだろう。そもそも一括払いに建設補助費であるけれども、新線建設が多いので分割にして、次に間接費を一五%引くでしよう。これは建設利息であるとか、あるいは建設仮勘定の職員人件費だと説明されているわけですね。これは建設に不可分ですからそれはさておくといたしまして

○和田静夫君 あなたの方の説明はそう。そこ

で、次に間接費を一五%引くでしよう。これは建

設利息であるとか、あるいは建設仮勘定の職員人

件費だと説明されているわけですね。これは建設

に不可分ですからそれはさておくといたしまして

○和田静夫君 あなたの方の説明はそう。そこ

で、次に間接費を一五%引くでしよう。これは建

設利息であるとか、あるいは建設仮勘定の職員人

件費だと説明されているわけですね。これは建設

に不可分ですからそれはさておくといたしまして

○和田静夫君 あなたの方の説明はそう。そこ

で、次に間接費を一五%引くでしよう。これは建

設利息であるとか、あるいは建設仮勘定の職員人

件費だと説明されているわけですね。これを運

送金があるのか、それとも建設補助金であるのかと

いうことが、どうもやつぱりすとんと落ちないん

ですけれども、いかがですか。どちらですか。

○説明員(中村徹君) 運営費補助と考えております。

○和田静夫君 運営費補助金なのに、たとえば名

○説明員(中村徹君) これも運営費補助の計算の仕方の問題でございますけれども、一応われわれがやっております、国鉄の場合も同様なんでござりますが、純然たる工事費というものを対象とし

ていますが、純然たる工事費というものはやはり非常に経営上困難な状況が出てまいりますの

は、建設をして地下鉄の開業当初が経営上の困難な状況に陥る可能性が多いわけでございます。

○説明員(中村徹君) 地下鉄の運営の場合に、やは

り非常に経営上困難な状況が出てまいりますの

は、建設をして地下鉄の開業当初が経営上の困難な状況に陥る可能性が多いわけでございます。

○説明員(中村徹君) これは建設費の補助金に建設費を、工事費の補助金に運営費の補助金に

建設費を計算の根拠といたしまして補助を行つてい

るわけでございます。

○和田静夫君 明確に運営費補助と、こう言われた。そうすると、運営費補助金なら、いわゆる頭

金分一〇%引く。何で一〇%引くんだろう。何で

○説明員(中村徹君) 自治体がこれを持たなきゃならぬのですか。

○和田静夫君 結局、どうも私は運営費補助とい

うのは、何編か、何年間かにわたってこれを取り上げてきてどうも理解ができないんですね。あなた

性格は別のものと、このように考えております。

意味でございますので、したがいまして、これは分担補助を行つていくということになると思いま

す。

今度はその建設費の補助という形で制度、考

えていますが、純然たる工事費といふものではやはり運営費を、工事費の補助金に運営費の補助金に

建設費を計算の根拠といたしまして補助を行つ

るわけでございます。

○説明員(中村徹君) 地下鉄の運営の場合に、やは

り非常に経営上困難な状況が出てまいりますの

は、建設をして地下鉄の開業当初が経営上の困難な状況に陥る可能性が多いわけでございます。

○説明員(中村徹君) これは建設費の補助費と、

建設費を計算の根拠といたしまして補助を行つ

るわけでございます。

○和田静夫君 明確に運営費補助と、こう言われた。そうすると、運営費補助金なら、いわゆる頭

金分一〇%引く。何で一〇%引くんだろう。何で

○説明員(中村徹君) 自治体がこれを持たなきゃならぬのですか。

○和田静夫君 結局、どうも私は運営費補助とい

うのは、何編か、何年間かにわたってこれを取り上げてきてどうも理解ができないんですね。あなた

性格は別のものと、このように考えております。

意味でございますので、したがいまして、これは分担補助を行つていくということになると思いま

す。

今度はその建設費の補助という形で制度、考

えていますが、純然たる工事費といふものではやはり運営費を、工事費の補助金に運営費の補助金に

建設費を計算の根拠といたしまして補助を行つ

るわけでございます。

○説明員(中村徹君) 一括補助か分割補助かとい

う問題と、建設補助か経営補助かという問題は確かに関連すると言えます。したがいまして、経営

補助でございますと、いわば建設費を基礎として、最初の数年間の非常に苦しい時期を助けるとい

う性格に変えるべきだという議論もあるわけでございまして、これらの点につきましては、五十二

考え方であります。

○和田耕太君 どうもそうちから一研究されることは別に否定しませんが、國が財政的には不如意だと。しかし、地方も不如意なんですよ。しかし、地方は莫大な金利がかさんでも知りませんよ、現実そうなつて、いるんですよ。

○説明員（中村徹君） その辺につきましては、私どもはやはり公営企業、交通事業でございます地下鉄経営の場合には、私どもの立場から申しますと、やはり本来は運賃負担でもってこれを負担すべきものだと考えておるわけでござりますが、建設費の高騰、建設費が非常に高いといいますか、高くつく、地下鉄の場合には非常に建設費が高くつくという観点から、その経営上の苦しさをやらせるという意味で補助金を出しておる、こういう考え方でございます。

とこれは——約二週間ばかり深夜業がずっと続いているから、その意味で非常ににぶいのかかもしれません、どうお答えになつても。こういうところじゃないですか。やっぱり頭金やら間接費の分ということ、私の言つている方が素直じゃないですか、そうすべきじゃないですか。そういう努力を

○ 説明員(中村徹君) 私どももいたしましては、五十二年度におきましては、先生いろいろ先ほど御議論のごときました運営費補助か建設費補助かという補助の性格の問題、それからどの程度財源的に可能かという財源の問題、そういうものを含めまして、総合的にこの地下鉄の問題につきましては、経営問題につきましては調査研究をするという考え方であります。その過程では、先生のいまま御指摘のような点も当然議論の対象になつてくるというふうに考えております。

○和田静夫君 わかりました。ああ、そうですか。  
そうすると、いま思い出したのですが、予算委員会に当たりまして、私は社会党を代表して、それから政府は、官房長官がソ連へ行つていらっし

やいましたから、塩川副官房長官が代表されて、

地下鉄問題で一定の煮詰めをいたしましたね。そのときに、これは自治省にも伺いたいんです。地下鉄問題については積極的に調査をやりますと、大変重要な問題だと、それは政府内に一つの調査機関的なものを設ける、そういう危惧を寺

○政府委員(塙田章君) 通輸省と建設省と自治省ともいいんですと、こういうお答えがあつたのでありますが、それは、まず自治省の側はそれぐらいに空つ込んだことをやりになりましょか、大臣。

○和田靜夫君 どうですかね、大臣。自治省とそながら機関としてはそれぞれ別のものを、自治省の場合は公営企業研究会というのがござりますから、それを使いまして研究をするということで、間もなく入るつもりであります。

○和田靜夫君 どうですかね、大臣。自治省とそながら監査院とこれをやうれると、うよつ

も、この機会に、運輸大臣も四月十一日の参議院予算委員会で、総括質問ですから、これはうちの野口理事が言つたのに運輸大臣が答えていましたがね。総合的な調査はやりますと。総合的に調査をやりますと、いまこちらからもそういう答弁があるんですが、これはやっぱり両者間でそれぞれが機関をこらがしていくのではなくて、ひとつ地

○国務大臣(小川平二君) 当面お互ひが相互に入り合いながら検討をしておるわけでござりますが、その結果によりまして、両者が同じテーブルに着いて検討をするということが望ましいと、このように考えております。

○和田静夫君 大臣、同じテーブルに着くということは、自治大臣、運輸大臣を中心とするの地下鉄問題調査機関的なものが動いていくと、こういうふうに理解をしてよろしいですか、一定の段階

四〇

○國務大臣（小川平二君） 機関を設置する必要があるとは考えておりませんが、いずれにいたしましても、両省の間で隨意なき話し合いを遂げていかなければならぬと考えております。

○和田静夫君　自治大臣、私は自治省も一定の結論に向かって進まれる、それから運輸省の側も一定の調査を総合的にやられる、そして一つが憲憲問題のない、隔離のない意見交換に両大臣間でなつていくと。その時期というのはやっぱり当然調査機構が、政府としては地下鉄問題、これはいま大都市交通の問題の中で地下鉄問題は非常に大きな問題でありますから、これはその時期というものは当然政府としては地下鉄問題を検討するための機構を設けられながら結論を出される、こういう形のものになっていくといふふうで考えておいて

○和田静夫君　予算委員会当時の論議といいます  
いわけですね。  
○國務大臣(小川平二君)　両省の間で話し合いをいたしました結果、このために特別の機関を設置しなくとも、秋に概算要求を提出いたしまする段階で一致の結論を見ると、こういうことで考えてまいりたいと存じます。

か。  
○國務大臣(小川平二君) ゼひそこへ持つてまいりたいと考へております。

ますと、この問題というのは非常に早い時期というものを頭に描くべきである。その早い時期というのは、いま大臣答弁にありましたように、次年度の予算要求のときぐらいまではやっぱり一定程度の解決のめどをつけるべきである。特にいま、最も具体的には運輸省と幾つかやりとりをしてきました問題などが最も焦眉の急ですからね。たとえば機構、機関的なものが設けられなくとも、両大臣間ではこの部分については結論を得られて、そして新しい年度に向かっては同一歩調がとれる、こういうふうに考へておいてよろしいです。

○和田静夫君 次に、公営バスに入りますが、公

當バス事業にござまして昭和四十八年からいわれ  
る第一次再建が打ち切られて、そして第二次再建  
を実施をして、同年に八百七億円の再建債の発行  
を行つたわけであります、その後不良債務とい  
うのが、減少するどころか逆に急増をして、いま

ね。四十九年、五十年度の不良債務額及び五十一  
年の推計というのはどういうことになりますか。  
**○政府委員(塩田章君)** 四十九年度末で六百三十  
二億三千五百萬、五十年度末で一千七十三億三千  
四百万円ということになつておりますが、五十一  
年度はいまのところまだちよつと申し上げられる  
段階ではございませんが、依然として苦しいのじ  
やないかと。ただ、二十三団体の交通再建団体に  
つきましては、五十一年度の見通しがある程度立  
っております。それで言ひますと、再建団体だけ  
で言ひますと、五十一年度の足込みが九百三億円

になると、不良債務の見込みが、そういうふうに見通しがつきます。

○和田静夫君 四月二十二日の衆議院の地方行政委員会で、わが党の山田議員の質問に対する答弁を読んでみました。そうすると、企業努力と環境整備によって何とか第二次再建を正面実施していきたいと考えておりますと、こういう考

抽象論では納得をしかねるのであります。これは論議が非常に継続をされてきて居るものであります。それで、これまでよりも不良債務が増大をし続けて居る。その金利負担は日々かかっているわけであります。が、これまで企業努力と環境整備、いわゆる内外両面で努力をする。そうすると、そういう努力の結果、どういう成果が上がったんですかね、具体的には。

とがいまの現状から見て非常に重要な問題でございます。その点についてはつきり申し上げますと、昭和四十八年度に優先レーンあるいは専用レーン合わせて三百七十八キロであったものが、五十年度には八百六十四キロまで延長してきておなります。これなどは一つの改善しておる例ではないかと思います。

企業内の努力といたしましては、企業の経営方針の改善についての努力、たとえば人件費の問題など、ありますとか、あるいは財産の処分の問題、そのほかの経営合理化、経営健全化といふことで努力してお

力ををしておりますわけですが、その結果どうい  
成果が上がったかと。これはなかなか現状は普  
いわけでござりますけれども、五十年度において  
申し上げますと、單年度收支で黒字になつた団体  
が五団体出でておると。四十九年度には全然なかつ  
たわけでございますが、五団体出でておるといつ  
ようなことで、もちろん全般的には依然としてお  
しる苦しいわけですけれども、そういう成果も一  
方では上がつておるという状況でございます。

○和田静夫君 警察に伺いますが、通常、バス等  
の大量公共交通機関の優先通行が課題とされ  
ておるところですが、

ますね。そしてその対策としては、いま言われておるバス専用レーンの設定、都市における全面的車禁止の実施、三番目がバス優先の信号システムの設置、それから四番目が中央線の変位、これが必要と言われておるのですが、これはどれだけ造成されて、今後どういう計画を大都市でお持ちですか。

全国で規制延長約千四百キロに及んでいるところでございます。バスの優先対策を実施する場合は、バスの運行台数、道路の構造、幅員それから全体的な交通状況等を勘案する必要があるわけでございますが、これらの状況を勘案しながら、今後とも積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後の規制計画につきましては、各都道府県警察において計画をつくりまして実施しているところでございまして、現在私どもの方に具体的な数字はちょっと手元にございませんけれども、今後とも、先ほど申し上げました事情を勘案しながら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているわけでございます。

なお、バスの優先信号につきましても、これは第二次の交通安全施設整備事業五ヵ年計画、昭和五十一年度を初年度といたします計画でございますが、これに新たに新規事業として取り入れたものでございまして、これにつきましては、バスの優先通行を図る必要性が高い交差点を重点に、積極的に設置を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○和田静夫君　とまれ市民のこれまでの実感からして、なかなか優先通行の達成というのはむずかしい。問題は、私はやはり交通体系全体をどうするかという点から考えて整備していく、そういうことが必要だらうと思いますね。で、外部の交通環境の整備というのはなかなか容易ではあります。しかし私はやらないきやならぬことでありますから、これはもう警察庁としては、むずかしいからといって目標がないということにならぬと思うのでありますし、何年までに一体達成可能だと思われますか。

○説明員(福島静雄君)　できるだけ各都道府県警察を指導いたしまして実施を急ぎたいと考えております。先ほども申し上げましたが、第二次交通安全施設整備事業五ヵ年計画がございまして、バス優先信号等につきましても、この五ヵ年計画の一環として実施するということになつております。

す。最終年次は五十五年度ということになろうかと存じますが、できるだけ私ども急いで積極的にやりたいというふうに考えておるところでござります。

○和田静夫君 料金問題ですがね、運輸省。これは議会の承認が必要であります。それは別といたしまして、交通料金は運輸省の認可が必要とされていますね。そこで認可は、鉄道、バスなど事業の種類によって法律の規定が異なりますが、バスについては道路運送法第八条で運輸大臣の認可が必要である。この認可の基準は、第八条の二項に規定されているわけですけれども、第一号の「適正な原価」ですね、あるいは「適正な利潤」という条件、こういう条件は、たとえばいわゆる不

採算路線についても満たすことは可能か。

運賃の認可に当たりましては、いまおっしゃいましたような認可難難というものがございまし

て、採算がとれるかどうか、原価基準に照らして妥当かどうかということを見るわけでございます。それを見ます場合には、総原価主義という

のような言葉もございますが、やはりその地域あるいはその事業者全体の収支というものをにらみながら見ていくということでございまして、個別個

別の細かい原価をはじいて、それで運賃の算定をするということはいたしておらない次第でござい

○和田諭夫君 バス事業の料金について全国を十九のブロックに分けて、そしてブロック別にこの

標準原価を設けて査定をされているわけですが、山間地と平野部との差あるいは混雑度の差、こうしたものはどういうふうに算定されるのですか

○説明員(向井清君) 先生いまおっしゃいました  
ところ、監査員によるとまことにござる國を十九

よしには、概算原価をもとに、販売額を全額を一括で  
ブロックに分けると、それから実際のわゆる二年  
ローーションと申しておりますが、運賃改定の

時期を判断する、あるいはその内容について判断

えるわけでございますが、およそバス路線で地域社会の住民のために必要でないものはないわけでございまして、その中から、いかに経営努力を重ねましても路線の維持が困難である、あるいは不可能であると見られるような状態、端的に申せば、需要の面が経営維持に必要な収入を上げるために至らないというような路線を細かく見まして、これに対して補助をいたしておると。結果的にはいわば過疎路線というような路線、あるいは大都市近郊の新しい団地ができると、同じような条件が出てまいりますので、そういう路線に対する補助というのをいたしておる次第でございます。

○和田静夫君 いわゆる行政路線の設定が必要になつてくるわけですね。  
そこで自治省、基準の設定についてはどうお考えなんですか。

○政府委員(塙田章君) 行政路線の問題は、いまもお話しございましたように、いわゆる生活路線でございまして、公営だけの問題ではないと、民間も含めた共通の問題として考へる必要があるよう考へられるわけでございます。したがいまして、この点につきましては、運輸省のいままで設けておられます、いわゆるいまお話しございました過政バスの補助あるいは新住宅団地のバス路線の補助、こういったものを逐次改善充実していくふうに考えております。

○和田静夫君 給与改定についてですが、再建団体には行政職(乙)表を当てはめるということを考えておられるような感じがいたします。これはそういうことです。

○政府委員(塙田章君) 公営企業の職員のうち、自動車の運転手、機械工作あるいは電工、こういったわゆる技能労務職に属する職員の給与につきましては、国家公務員の給与表における行政職(乙)表を適用することが適當であると、こういうふうに考えております。

○和田静夫君 ラスによつて公営企業の職員の給与を国家公務員と比較する、そういうのは、そう

いう比較というのは、自治省の方針のもとにやつ

てているのかどうか疑問ですが、それは自治省の方針のもとにやつてゐるんですか。

○政府委員(塙田章君) ちょっとお尋ねの趣旨がよくわかりませんけれども、ラスで比較する、企

業職員のラスを比較するという場合に、私どもは

企業職員につきましてだけのラスの指數をとつておりませんので、そういう意味では比較はしておらないわけあります。

○和田静夫君 比較はしないと。  
そこで、公営交通については、日本だけにとどまらずに、各國の主要都市とも赤字に陥つてゐるところです。ヨーロッパの主要都市では、施設補助については全額企業外負担、そして運営赤字についてもそういう対策が考へられている、そ

ういうふうにわれわれは調査をした結果、そう思ふんです。都市交通の根本問題というのは、都

市の交通手段をどう位置づけるかということで、特に公営交通、民営交通、モータリゼーション、

そういうふうにわれわれは調査をした結果、そう思ふんです。都市交通の一元化がきわめて重要なんじやなかろうか。

○政府委員(塙田章君) ヨーロッパの例をお話し

が、これは自治大臣いかがです。

○和田静夫君 時間が来ましたからやめますが、最後にちょっと一言だけ。

消防力の基準問題で幾つかのやりとりをしよう

と思つておつたんですが、もう時間がありませんから、たまたま自治大臣と総務長官との消防職員の団結権問題の御協議もまだ時期的に煮詰まつてないようありますので、その御答弁をいただ

く時期に、消防力の基準問題についてさらに詰め論議をしてみたいと思うのですがね。一つだけ申し上げておきたいのは、たとえば化学消防車と

消防自動車が同時出動をすることがないといふ

うなことを前提にしながら、乗員の乗りかえを前

提として基準が定められているなど、どうも充実

の方向ではなくて、それと反対の方向に減員その

方向で、それがそれで動いているようこの基準問題

で考へられる点が筋々がたくさんあります。そ

う点について、そのようなことがないと言ひ切

おきたいと思います。

○政府委員(田中和夫君) 御承知のように、消防力の基準は、市町村が消防責任を果たすために必要な基準を定めてあるわけあります。いろんな事情が、だんだん機器が近代化するとか機種の構造が変わるとか、いろんなことでその基準の改定を行つております。その改定の中でいまお話し

しては詳しく述べたいと思います。

○和田静夫君 私がその疑問点を実は出したの

は、酒田大火の原因が振り返られて、そうして

いろいろな反省が出ていますね。そのうちで一番大

きな問題になつてゐるのは、消防組合本部は人員等を全部読んでみるとそういうことになつていま

す。そういう点に減員問題等があるは消防力

が活動ができなかつた。したがつて、初期の消防

に失敗したので酒田大火になつた。これが専門誌等を全部読んでみるとそういうことになつていま

す。そういう点に減員問題等があるは消防力

て、ちょっと若干お伺いしたいと思います。

一般の社労委員会で取り上げられました真意や、それからまた現在マスコミなどで言われていた官民格差について、必ずしもつまびらかにするものではございませんけれども、こうした論議が政府の進めておりまする福祉見直し、さらには公的年金の拡充限界論等を進めさせる結果になりはしないか、こういうことを恐れるものでございましす、また、単に皮相的な、また表面的な年金制度の比較にならって、正当な年金のあり方などを検討するということを恐れられるとしているか、まずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小川平二君) 最近、御指摘のような官民格差論がございますことは事実でございますが、現在のわが国の各種の年金について総合的な検討を行う必要のあることとこれまた事実でございます。そこで、各種審議会等におきまする審議の経過を見て、十分な検討を加えてまいりたいと存じまするが、いずれにいたしましても、この種の論議によって現行の年金制度が後退するようなことがあってはこれはいけないことだと私ども考えております。さようなことがないよう配慮してまいりたいと思います。

○阿部憲一君 新聞なんかに掲載されている例を見ますと、公務員の中でも、恩給部分をあわせ持つておられる者の年金は、民間に比べてもはるかに恵まれているけれども、しかし、これらの者に対する年金のあり方についてどのように考えておられますか、御所見を承りたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 最近言われておりますいわゆる年金の官民格差という問題につきましては、私どもいたしましては確かに御指摘の点も理解できる向きもあるのでございますが、しかし、その一部にいわゆる年金全般についての十分な御理解が得られていない部分もあるのではないか

いかというふうにも存じておるわけであります。

私どもいたしましては、この辺の事情を正確に理解していただきますように今後とも努力をしなければならないと同時に、ただいま大臣が御答弁申し上げましたように、いわゆる現在の年金制度が、社会保障制度の一環として組み込まれ、公務員の退職後の生活に資するという大きな役割を担っておりますものでございますので、これを單純に官民格差というような言葉のとて後退させるというようなことがあってはならないというふうに強く感じておるところでございます。

で、いま御指摘にございましたように、恩給部分を持つておりますいわゆる高給者に對しまする年金のあり方の問題だと思ひます。御案内のとおり、現行の公務員共済制度は、恩給制度を初めといたしまして從来の年金制度を統合いたしまして、國家公務員につきましては三十四年から、地方公務員につきましては三十七年から新たに発足いたしまして今日に至つておるわけでございます。現在の共済制度はこのような沿革を持つておるわけでございますが、その年金制度の取扱いについてございますが、それは昭和三十四年あるいは三十七年に発足をいたしました際に、從来の制度の適用を受けておりました組合員につきましておるわけですが、その制度の適用を受けておられた方々から、一つには從来の制度の適用を受け申しましようか、というような従来の制度のもとにおける各般の仕組みといふものを尊重するとして、従来の既得権と申しましようか、期待権と申しましようか、といふように存じておるところでございます。

○阿部憲一君 いわゆる高級官僚と称せられる人々は、多額の退職金をもらった上に天下りをして、それでそこでもまた高額な給料をもらつてそのままに年金も受けているというような批判がござりますが、こうした点では、私はもし事實とすればえりを正すべき点が多くあると、このように思つておられます。

そこでお伺いしたいのですけれども、施行法の第三条の三の退職年金の多額所得停止基準の緩和の改正によりますと、退職年金とそれ以外の所得との合計額が、年額現行の六百九十九万円から七百三十八万円まで引き上げられ、それを超える額の二〇%について支給停止を行うこととしています。したがいまして、恩給制度の適用を受けておりました期間に通算するということ、もう一つは、從来の制度の適用を受けておりました期間にかかわります年金の額というものは従来の算定方式によつて算定をするという仕組みをとつてまいりました

であります。

したがいまして、恩給制度の適用を受けておりました期間を持っています公務員の中で一部のうな給与の高い者につきましてのみ、その年金についての特別の措置をいま直ちにとるというの

は、三十四年なり三十七年につくられました現行

制度のたてまえあるいは趣旨、その後この制度が十数年間定着してまいりましたという経緯から見まして、いま直ちに一部のものについてこれは正措置をとるというものはきわめて問題の多いところ存じますけれども、しかし、何分にもそのよ

うな御指摘ございました問題も含めまして、現在の公務員の年金制度のあり方ににつきまして、国家公務員共済制度審議会あるいはまた地方公務員共済制度審議会等でもいろいろ検討がなされ、特どもいたしましては、御指摘の点につきましては、いわゆる今井メモという今井委員の個人的な見解の表明等もございました。これらを中心にして検討が全般的になされているところでございます。私は十分問題意識を持ちながら、今後これらの委員

会においての検討の状況なりあるいは結論といふようなものを見きわめながら、総合的に現在の年金制度のあり方にについて引き続き検討してまいらなくちゃならない、かように存じておるところでございます。

○阿部憲一君 いわゆる高級官僚と称せられる人々は、多額の退職金をもらった上に天下りをして、それでそこでもまた高額な給料をもらつてそのままに年金も受けているというような批判がござりますが、こうした点では、私はもし事實とすればえりを正すべき点が多くあると、このように思つておられます。

そこでお伺いしたいのですけれども、施行法の第三条の三の退職年金の多額所得停止基準の緩和の改正によりますと、退職年金とそれ以外の所得との合計額が、年額現行の六百九十九万円から七百三十八万円まで引き上げられ、それを超える額の二〇%について支給停止を行うこととしています。したがいまして、恩給制度の適用を受けておりました期間を持っています公務員の中で一部のうな給与の高い者につきましてのみ、その年金についての特別の措置をいま直ちにとるというの

ましたような経緯で、従来の旧恩給制度等を中心としたしましたもろもろの制度におきます既得権と申しますか、期待権をでき得る限り尊重していくと

くといふことであります。この停止基準の根拠でございますが、その間におきまして、いま御質問のございます。この停止基準の根拠でございますが、この停止基準の根拠は遠く恩給制度に端を発しておるわけでございまして、私ども恩給制度を所管しておられます所管庁からその辺の事情を伺つております限りでは、この停止基準と申しますのは、昭和六年に当時の国家財政の窮乏にからがみまして導入されました制度であるというふうに伺つておるわけであります。以後、年金の増額改定に見合つた形で基準額が引き上げられておるということのようではあります。

で、御質問の七百三十八万円と申しますのは、停止の対象基準でございます恩給年額、すなわち百二十三万円とそれに恩給外所得六百五十五万円。この六百五十五万円の根拠と申しますのは、恩給年額百二十三万円の五倍ということになっておるようですが、これとの合算額すなわち七百三十八万円ということになつておるというふうに伺つております。

また、この停止率の二〇%というのは、この制度発足當時、すなわち昭和六年当時に設けられた基準でありまして、その後これを特段の変更することなく今日に至つておるということであるといふふうに私ども伺つておるところでございます。

○阿部憲一君 共済年金の性格としまして保険的な部分もあると考えられますか、やはり社会保障としての役割りをもつと重視すべきではないか、こう思うわけでございます。いまの年間所得七百三十八万円というものは、これはもう高額所得者ではないかと思ひます。社会保障という観点から見れば、その分最低保障を引き上げるようなことを考えるべきではないかと思ひますが、この点に

ついてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(石見隆三君) 地方公務員の共済制度は、ただいまも御指摘がございましたように、社会保障制度の一環としてその制度の中に組み込まれ、設けられておるものでございまして、共済組合が支給をいたします共済年金というものは、原則として組合員でありましたその期間とその掛け金の基礎となつた給料に応じてその額が算定されるという仕組みになつておりますことは御案内のとおりでございます。したがいまして、一般的に高額の給与を受けております組合員につきましては、これに比例をいたしまして高額の掛け金を負担しなければならないということにもちらんなつております。したがいまして、一般的に高額の給与を受けております者は当然のこととして高額の負担をし、それと同時に、一方その者が退職をしました場合にはその負担をいたしました掛け金に見合つたわゆる高額と申しますか、掛け金に見合つた年金を受けるということとして原則と申しますか、基本的な仕組みができ上がつておると思うわけであります。したがいまして私どもといたしましては、いま申しましたように、共済制度自身が社会保障制度の一環といたしまして、その在職しております期間、あるいはまたその退職時の給与というものを基礎にいたしまする限りは、高額所得者につきましては、掛け金も高いがしかし年金の支給額もそれに見合つて高くなるということではないかというふうに存するわけであります。

とは申しましても、共済組合制度は一面におきまして職員間の相互救済ということを目的といたしております制度でございますので、給料に見合つた年額は受け得るというたてまえにも、やはりそこにおのぞと一定の限度と申しましようか、やはり一つの問題があらうかと思うわけであります。

そこで、現在給料の額が三十六万円を超えた職員につきましては、三十六万円を限度として掛け金を徴収するということにいたしております反面、その年金の額も最高限度額を三十六万円とい

うことにいたしまして、ただいま先生お示しにございましたよろしく非常に高額が給与を受けます者は、つきましては、掛けあるいは給付額とも三十六万円で制限をしてそのバランスを図つておるという次第でございます。

なお、後段御質問のございました各種の最低保障額の引き上げをただいま御審議をお願いをいたしておりますわけであります。私どもは、やはり年金と申すものが組合員ないしはその遺族の退職後の生活に資するべきで重要なものでございますの意味におきましても、最低保障額の改善につきましては努力をしてまいりたいというふうに存じておりますところでございます。

○阿部憲一君 昨年の七月に自治省が発表されました「退職年金受給者の生活実態調査結果」これを見ましても、年金受給者の世帯の平均生活費は月額十二万六千円、それに対して平均年金月額は八万円となっております。年金依存割合は六三・五%, こういうことでございます。年金受給者の約半数近くの人が、「病気がちで働けない」あるいは「働きたいが適当な仕事がない」という状況で、年金を頼りにしているという結果が出ております。一方では年間七百万円以上の年金を含めて所得を得ている者もいれば、また生活費に満たない年金の地方公務員退職者もいるということでは、現在言われている官民格差の批判にもなたれないと考へられます。この調査を通じまして所感を得ておられる者もいたが、また年金を含めてもその年金の実質的な価値を高め、そしてその本来の目的に合致するような制度に改善していくなければならないというふうに考えておるわけであります。

ただ、もう御案内のとおり、この地方公務員の年金制度は、同じ類似の職務でございます国家公務員の年金制度とその制度の上で均衡をとつており、さらにはまたその前提として、民間の厚生年金等、広くいわゆるわが国の公的年金とのバランスという問題もこれまで見逃すことのできない重要な要素でございます。私ども地方公務員共済のみで独自に諸般の改正を行いますことはきわめて困難な事情ではございますが、いま申しまして、國家公務員共済における取り扱い、あるいはまた民間の厚生年金における取り扱い等々を十分見きわめながら、今後ともその改善に努力をしてまいらなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○阿部憲一君 退職年金、それから遺族年金の受給者のうちで、通常ルールの適用者の割合は最近のようになっておりますか。さらに、最低保障の適用者はどれくらい、御説明願いたいと思いまして、地方公務員法の四十三条二項におきまして、「職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合」に支給されるということになつておることで、地方公務員の能率的な運営に資するというねらいも持つておることは事実だと思うのであります。ただいまお示しにございましたそのことにつきましては、地方公務員法の四十三条二項におきましては、「職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合」に支給されるということになつておることは、このことを意味しておるというふうに私ども理解をいたすわけであります。しかしながら、た

十年七月三十一日現在におきます退職年金受給者の生活の実態を調査いたしたものでございまして、その結果は、御指摘ございましたように、一人当たり世帯主の平均生活費に対する平均年金額の割合はおおむね六三・五%程度になりますということは事実でございます。したがい

まして、退職後の生活に占めております年金のウエートといいますものは、あるいはまた先生から御指摘ございましたように、私ども予想しておりますことは御審議をお願いをしておるところによりますと、地方公務員の退職者のほとんどは最低保障額は、公務外の遺族年金の通常退職年金ルールによる適用者は二〇・四%となっております。

○阿部憲一君 わ聞きましたところによりますと、地方公務員の退職者のほとんどは最低保障額ないしはこの通常ルールの適用者ということになりますけれども、この最低保障は厚生年金にておりますけれども、この最低保障は厚生年金の物価スライドを算入してることを考えますと、ほとんど厚生年金と変わらなくなっているのが実態ではないかと思われますけれども、地方公務員法の第四十三条の規定などを考えますと、公務員という特殊な身分に即応した制度として地方公務員の年金のあるべき姿を確立させる必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。ことに現在、官民格差論が大いに議論されている折でありますので、企業年金として位置づけるのであればそのあるべき姿を明確にしておくべきでないかと思いますけれども、自治省の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 公務員の年金制度は、国家公務員あるいは地方公務員を通じまして、その携わっております公務の特殊性といいますもの考慮いたしまして、公務員とその家族の生活の安定に資するという目的をもつて設けられたものであるわけであります。と同時に、そのことを通じてまた公務の能率的な運営に資するというねらいも持つておることは事実だと思うのであります。ただいまお示しにございましたそのことにつきましては、地方公務員法の四十三条二項におきましては、「職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合」に支給されるということになつておることは、このことを意味しておるというふうに私ども理解をいたすわけであります。

だいまお示しにございましたように、たとえば過族年金の最低保障額、これはまあ厚生年金の場合と同額になつておるわけでございますが、の適用者が非常に多いというような状況にありますことは、いま申しましたようなこの制度が設けられました趣旨から見まして、私どもとしては、やはりこれについては今後とも改善の努力を払つていかれておりますように、やはりわが国の公的年金制度すべてを通じましての厚生年金との均衡といふべきやならないというふうに存するわけであります。がしかし、一方この制度は、繰り返し申し上げておりますように、わが国の公的年金制度すべてを通じましての厚生年金との均衡といふことも当然考えてまいらなければならないわけであります。私ども、一方におきましてはこのようなわが国におきます公的年金制度とのバランスをどう持っていくか、と同時に、一つはこの公務員の身分の特殊性に基づきます職的な年金制度といふものとどういう形で総合的に調整を図つていかかという問題があるということだと想つのであります。ただいま先生の御指摘もその点であつたと私ども理解いたすわけであります。これは非常にむずかしい問題でございまして、現在でも社会保障制度審議会、あるいは年金懇談会等におきましても、これらの問題を総合的にいろんな角度から検討されております。このことは、私どもおいたしまして非常に大きな関心をこの審議会には持つておるわけでありまして、直ちにいまこれについて、いわゆる民間の公的年金と公務員の共済年金とをどう位置づけるかということの結論を直ちに得ることはきわめて困難ではありますが、今後ともこれらいろいろ審議をされております審議会の審議の状況等も伺いながら、私どもとしては基本的にこの問題の検討を進めてまいりなさいしますが、まず掛金が最近非常に高くなつてきていますが、各共済組合のうちで五十二年度掛金率の高い組合、また五十一年度に比べて引き上げ率が最も高くなつていているところほど

のようないい組合で、また数字はどのようになつてますか、御説明願いたいと思います。

○説明員(桑名靖典君) ただいま御質問がありました点についてお答えする前に、先ほど御質問がありました点で、ちょっと答弁漏れがございましたので補足させていただきたいと思います。

最低保障額の適用者のウエートのお尋ねがございましたが、退職年金の受給者のうちで、最低保障の適用を受けます者が全体の一・四%、それから公務外の遺族年金における最低保障額の適用者が全国で三四%でございます。

ただいまお尋ねになりました短期の財源率の改善の状況でございますが、市町村職員共済組合における財源率につきましては、平均をいたしまして千分の八十八となつております。そのうち、千分の百を超える共済組合が八組合ございまして、九十を超える共済組合が十九組合あるわけでございます。

この財源率を五十一年度と比較いたしまして、引き上げ率の階層別に申し上げますと、全然変更がなかつた組合が十八組合でございまして、一番多く財源率を引き上げた組合が千分の十八でございますが、一組合ござります。それから、千分の十から千分の十五までの間で引き上げた組合が十組合ございます。

以上申し上げましたのが市町村職員共済組合の例でございますが、地方職員共済組合等ほかの組合について申し上げますならば、警察共済組合が千分の十八引き上げております。それから東京都職員共済組合が千分の十三・八引き上げております。

○阿部憲一君 掛金の高い組合と低い組合ということで非常に不合理のように思われますが、この点いかがなんでしょう。

○説明員(桑名靖典君) 財源率の設定に当たりましては、当該年度における収入の予想額と、それから支出の予想額によりまして財源率を設定いたしましたために、当該年度におけるその組合の給与のベースアップ等を勘案いたしまして、収入の予想額を立て、また医療費の増高等、あるいは医療費の伸び等を勘案いたしまして設定をいたしますために、地域的な事情はあろうとは思いますけれども、こういうような財源率になるのはやむを得ないのではないかという感じがいたすのでござります。

○阿部憲一君 市町村職員共済の和歌山県の場合に七・五%、それから警察共済の九・〇%などが大きく引き上げられているようですが、たとえば和歌山市の市町村職員共済に加入している人で本俸十五万円の場合に、月額で千百二十五円、年額一万三千五百円の負担増しということになりますけれども、これは定期昇給分の約三割程度ぐらいいになるのではないですか。ベースアップがよくやく物価上昇分程度ということを考えますと、地方公務員の給料はその分日減りということになると想われますが、こういう事態についてどのような御見解をお持ちですか、お伺いします。

○政府委員(石見隆二君) ただいま御指摘にございましたように、地方公務員共済組合短期給付の財政事情につきましては、最近の医療費の急増、あるいはまた給与のこれまでのようなら大幅な昇給率がとうてい見込めなくなつたというような状況が相重なりまして、昭和四十九年度を境といたしまして、昭和五十年度から非常に悪くなつてきたことは事実でございます。したがいまして、これにつきましてただいま御質問にございましたように、掛金の負担が定期昇給分の約三割にもなつておるではないかというような御指摘があつたわけでございますが、たまたまだいま名前が出ましたように、一番本年度市町村職員共済の中で負担率の重くなりましたものは和歌山県の市町村職員共済組合であります。和歌山県の市町村職員共済組合の五十二年度の短期給付の財源率は千分の十五引き上げておりますので、職員の掛金率といたしましては、この半分の千分の七・五といふことに相なつておるわけであります。したがいまして、すべて和歌山県の職員が定期昇給の三割の額になつたわけではありませんけれども、昇給間差のいんによりましては、お示しにございましたように、五十二年度におきまして短期給付の財源率の引き上げを余儀なくされました市町村共済組合は、ただいまも申し上げましたように二十七組合あるわけでございますが、この総平均では、千分の二・五という掛金率の上げ幅になつておるわけであります。このように、それぞれの市町村職員共済によりまして上げ幅が必ずしも一律ではなく、あるいはまたその影響するところが職員に必ずしも一律ではないわけでありますけれども、いざれにいたしましても、五十年度を境としても、その負担が次第に重くなつてきておることは私も、必ず否めない事実であろうというふうに存ずるわけであります。

このように、昭和五十二年度、まあ五十一年度もしかりであつたわけでございますが、五十二年度におきまして財源率ないしは掛け率を大幅に引き上げざるを得なくなつた理由と申しますのは、前段申し上げましたような理由によるものでありますけれども、やはりそういう意味でこれに見合うだけの掛け率の引き上げというのは、課長も申しましたように、やむを得ないものがあつたと思ふわけであります。

で、私どもといたしましては、そうは申しましても職員負担が著しく増加をいたしますことは、これはやはり大きな問題でございます。したがいまして、それぞれの組合におきまして、法定給付のみで財源率が千分の百を超えるような組合につきましては、これを千分の百でとどめまして、その足らざる分は一般会計で負担するというような緊急な措置を五十一年度にもとつたところであ

ります。

当面の財政措置といたしましてはそういう措置をとったわけありますが、私ども今後やはり一つには、当面医療費の増加を、何としてもこの急増を抑制する申しますが、言葉は悪うござりますが、乱診あるいは乱療というような事実があるといたしますれば、これを職員全体の問題として、この医療のあり方から方の問題について大いにPRもしなきやならぬと思っておりまます。あるいはまた、組合自身がそれらの自助努力もしてもらわなければならぬと思つておるわけあります。同時に、今後長期的な観点に立ちました場合、国におきましては医療制度の抜本的な見直しをするということいろいろ検討、あるいは審議会等でも御検討なさつておるような状況もございます。私ども、長期的にはこのような医療制度の抜本的な見直しに期待をしながら、当面の措置といたしましては、いま申しましたようになります限りの措置をとつて職員の負担の緩和に努力してまいりたい、かよううに考えておるとこでございます。

○阿部憲一君 次に掛金率ですけれども、掛金率が千分の五十を超えている組合が多くなってきていると聞きますけれども、五十二年度、どれくらいの組合が千分の五十を超えているのか、御説明願いたいと思います。

○説明員(桑名靖典君) 昭和五十二年度における財源率の設定に当たりまして、千分の百を超えた組合が市町村職員共済組合の中八組合あるわけでございます。ただ、その中で、先ほども公務員部長が御答弁申し上げましたように、法定給付だけ千分の百を超えるいわゆる緊急の措置をとる対象になると思われる組合は、八組合のうち五組合がその対象になるのではないかとうかということでございます。

○阿部憲一君 昨年、千分の五十を超えている組合に対しては特別交付税で臨時補助金のような形で措置がなされていますけれども、本年を含めて今後も同様な措置をなさるかどうかお伺いしま

す。

○政府委員(石見隆三君) 各市町村共済組合の五十二年度の財源率の設定に当たりましては、ただいま御答弁申し上げましたように、法定給付のみで千分の百を超えるところは千分の百にとどめるという緊急措置をとつたわけでありまして、そのため前はそれぞれの組合を構成しております市町村から一般的に補助金として交付をしていただきたいことにお願いをしておるわけであります。この補助金の裏打ち財源として、五十一年度は特別交付税でもつてこれを見たわけであります。が、私どもいたしましては、やはり五十二年度、五十二年度引き続き厳しい状況にござります。この補助金の裏打ち財源として、五十二年度につきましても、五十二年度にとりましたと同じように、この不足額につきましては特別交付税で見ていただきたいというふうに、私どもの立場としては非常に強く念じております。現在私の方、財政局とはこのことをいま相談をいたしておりますところであります。財政局の方ではまだ最終結論は出しておりませんが、十分この辺の事情を理解して協力願えるものというふうに私ども確信をしておるところでございます。

○阿部憲一君 この措置の法的根拠並びにどういふ越前の支出に当たるのか、官民格差の議論が非常に騒がしい折から、御説明を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) 短期につきましては、使用者でございます地方公共団体側といわゆる被用者でございます職員とが折半負担によってこれを維持するというのが制度本来のたてまえであります。ただ、その中で、先ほども公務員部長が御答弁申し上げましたように、法定給付だけ千分の百を超えるいわゆる緊急の措置をとる対象になると思われる組合は、八組合のうち五組合がその対象になるのではないかとうかということでございます。

○阿部憲一君 昨年、千分の五十を超えている組合に対しては特別交付税で臨時補助金のような形で措置がなされていますけれども、本年を含めて今後も同様な措置をなさるかどうかお伺いします。

率の上昇というのは、やはり職員負担という面から見ますればこれは大きな問題があることも私は事実だと存ずるのであります。したがいまして、

議会では、共済と健保との官民格差の検討をすべきだと述べておりますけれども、地方公務員の共

済の短期給付についてもやはり抜本的に検討すべき時期が来ているのじやないかと思われますが、共済の短期給付と健保の格差についてはどのように対応するものでございます。そこで、共済組合制度はそういう意味でまだこれは特別交付税でもつてその裏打ちをしていただくということによつてこれを処理しようとしたとしておるものでございます。

○政府委員(石見隆三君) 共済組合が行つておりますので、共済組合の短期給付の種類あるいはその健康保険制度におきます給付の種類とか程度よりも若干やはり高くなつておる、すなはち公務員の方が健保よりも、一律には比較はずかしいのでございますが、若干高くなつておるといふことは事実だと思うわけであります。

たとえば一例を申し上げますならば、配偶者の分離費につきましては、健康保険では十萬円となりますが、共済組合では給料の百分の七十五となるわけですね。それで、最低保障は十万ということになつております。それから健康保険組合における保険料の上限が千分の九十でございますが、それはさらには掛金の上限を設定いたしておりまして、掛け金の上限が千分の四十と決められているわけでござります。御案内のように、政府管掌健保あるいは組合管掌の健康保険につきましては、標準報酬をもとにいたしておりますので、標準報酬と公務員の共済組合における給料との開きを勘案いたしまして、政府管掌健保における千分の七十八といふものが、他の付加給付その他のことを勘案いたしますと千分の百十四・三、健康保険組合における保険料が千分の百十一・七ぐらいに相当するのですが、制度本来の趣旨であるうとは思はずけれども、これが制度本来の趣旨であるうかと存するわけであります。したがいまして、医療費の増高等によりまして支出が非常に多くなりました場合には、当然それに見合つた財源率を設定するという

○説明員(桑名靖典君) ただいま御指摘がありましたが、それぞれの、組合管掌健保あるいは政府管掌健保の保険料の上限の問題でございますが、政府管掌健保におきましては現在千分の七十八でございます。それから健康保険組合における保険料の上限が千分の九十でございますが、それはさらには掛金の上限を設定いたしておりまして、掛け金の上限が千分の四十と決められているわけでござります。御案内のように、政府管掌健保あるいは組合管掌の健康保険につきましては、標準報酬をもとにいたしておりますので、標準報酬と公務員の共済組合における給料との開きを勘案いたしまして、政府管掌健保における千分の七十八といふものが、他の付加給付その他のことを勘案いたしますと千分の百十四・三、健康保険組合における保険料が千分の百十一・七ぐらいに相当するのですが、制度本来の趣旨であるうかと存するわけであります。したがいまして、医療費の増高等

によりまして支出が非常に多くなりました場合には、当然それに見合つた財源率を設定するという

このように、健康保険制度と共済組合の短期給付制度との間に若干の差異があることは事実でございますけれども、これは健康保険制度においては保険料の上限が設けられておるというような

財政的な理由によることもありますかと思うておるわけでありまして、私ども、これをもって直ちにいわゆるよく言われます官民格差というようなものに当たりますかどうかは、これはまあ問題があるかと思いますけれども、いずれにしても、事実としてはそういう状況になつておるということだと存じます。

○阿部憲一君 健保では、五十三年度から抜本的な改革について検討をすると聞いておりますけれども、自治省としても、これらの動向を踏まえて、今後どのようなスケジュールでどのような方向に向けて改革するかという、そのおつもりがあるかどうか、伺ひします。

○政府委員(石見隆三君) ただいまお示しにございましたように、健康保険制度の抜本的な改革、

見直しつつましましては、昨年の十一月二十六日の

社会保険審議会健保問題等懇談会におきまして、

昭和五十三年度をめどとして健康保険制度の基本

的な見直しをやるということで審議が始められて

おるところであります。ことしの秋には、五十三

年度をめどとしてということになつておりますから、ことしの秋には、一応の結論と申しますか、

基本的な物の考え方、見通し等についての意見を

取りまとめられるということでお、これらの審議会

においては現在鋭意検討審議が進められておると

いうふうに私ども承つておるわけであります。

共済組合の短期給付につきましては、ただいま申し上げましたように、これは健康保険の代行的

性格を持つておるわけでございますので、この

ような健康保険の抜本的な見直しというのは共済

組合の短期給付にも大きな影響を当然及ぼしていく

るということに相なりますので、私どもいたしましては、この懇談会におきますことしの秋をめ

どにして健保について出そととしておられます御

意見あるいはその見通し等について、私ども重大

な関心を持っておるわけでありまして、結局はい

ま申し上げましたように、この懇談会におきます

の短期のあり方につきましてはこれと並行して検

討を進めてまいらなければならない、かように考

えておるわけでございまして、いま直ちにこれを

どうするかという結論を得るには至つておりますが、ただいま申しましたような健康保険制度の

抜本的な見直しの中で、この共済短期の問題につ

きましても当然検討を進めてまいらなければなら

ないと、かように考えておるところでございま

す。

○阿部憲一君 最後に、今回の年金の官民格差議

論から、五十年八月に出されましたが、今井メモがクローズアップされておりましたけれども、これらの細部についてはいろいろ意見もある

ところですけれども、共済年金が社会保障の役割

を担うべきものとして、所得再分配という観点から、掛け金の基礎になっている給料の最高限度額の

撤廃や、それから現職時の給料差を年金に反映さ

せることのは正などは十分検討して取り入れるべきものと思いますけれども、この点について自治

省のお考え方を承りたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘ございましたいわゆる今井メモと申しますものは、国家公務員共済組合審議会の会長でございます今井

委員のいわば個人的な見解を明らかにされたものでございます。そしてその内容を参考としながら、現在、共済年金のあり方につきましてこの国

家公務員共済制度審議会においていろいろ検討が

進められておるところであります。

この今井メモの内容でございますが、何分にも非常に詳細なものであり、むずかしい内容を含んでござりますが、要約して申し上げます

○神谷信之助君 五十二年度の見通しはどのよう

な状況ですか。

○説明員(桑名靖典君) 五十二年度で、市町村職員共済組合の中で財源率が千分の百を超える組合が八組合あるわけでございますが、それらの組合

のうちで、ただいま御指摘のありましたような緊急措置、いわゆる特別措置の対象になるであろうと思われる組合が五組合ございます。

○神谷信之助君 五十二年度の場合、財源率を改

正をしないで赤字決算を見込むというところがあ

と二つぐらいあるんじゃないですか。それを含めると十組合ぐらいが実質上は千分の百を超えると

いう状態になるんじゃないですか。それがどうですか。

○説明員(桑名靖典君) 財源率の設定に当たりま

しては、御案内のように短期給付における給付に要する費用は単年度で収支の均衡をとるというの

が原則でございますので、単年度の赤字を組むと

いうことは考えておらないわけでございます。た

だ、過去に発生をいたしました累積の赤字につきましては、五十二年度において解消するのが原則

でございますけれども、余りにも多額の赤字を抱

えている組合につきましては、それを二年ないし三年の複数年次で赤字を解消する措置をとった組合もございまして、二年間で赤字を解消する特例

をとったところが五組合、三年で赤字を解消する

措置をとつたところが一組合ございます。

○神谷信之助君 このように、千分の百を超える組合がだんだんふえてきてるわけですが、その

原因とその対策、どうお考えかという点について

お伺いしたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 地方公務員共済組合の短期給付の財政事情は、ただいま課長の方から御

説明を申し上げましたように、昭和四十九年度を

境として、五十年度から非常に厳しい状況になつ

きておることは事実でございます。この原因と申しますのは、私どもいたしましては、やはりもうの事情が相重なつてこのよな事態に立ち至つたと思うのでござりますが、やはり大きな理由といたしましては、一つは最近におきます医療費の急増でござります。先般新聞等でも御案内のとおり、国民総医療費が対前年度二割も伸びたというようなことが言われておるわけであります、短期経理につきましても、やはり医療費の增高というのが非常に財政圧迫の大きな原因になつておるということが一つだと思うのであります。

もう一つの原因是これまでのような公務員給与がきわめて大きい伸びを示しておりましたときにおきましては、共済組合の収入もきわめて順調であったわけですが、最近の厳しい財政事情その他を反映いたしまして、公務員の給与自体の伸びがかつてほど大きなものではないという結果、収入面におきましてもきわめて厳しい状況になつておるというこの二つの原因が大きな理由だらうと、私も感ずるわけであります。

今後これについてどうするのかという御質問でございますが、私どもいたしましては、緊急な財政措置といたしましては、ただいま御答弁を申し上げましたように、五十一年度及び五十二年年度につきましては、とりあえず掛け率が法定給付の二分の一を超えるような団体は、千分の百で一千円とどめることによりまして職員の負担をこれ以上急増させることのないように措置をいたしております。

現に、市町村職員共済を見ました場合でも、すでに法定給付のみで千分の百を超えるというような団体があります反面、いまだに掛金率が千分の七十程度とどまつておるというふうな団体もあるのも事実であります。私どもいたしましては、なぜ同じような状況にある地方団体がこのような大きな差が出てくるのかといふことも一つの大きな私ども疑問点であり、問題点でございます。今後関係の団体なり、あるいは関係地方団体とも十分これらのことについて勉強会なり検討会を持ちまして、このようないい財源率で十分経理を貽い切つておられる団体にはそれ相応のやつぱり御努力があつたというふうに私ども思うのでありますし、この辺も十分参考にしながらお互い勉強していくたいというふうに思つておりますとともに、さら長期的な観点に立ちましては、たゞいま国におきましては医療制度の抜本的な見直しを近くやるべく、各種審議会等におきましていろいろ検討もなされておるようであります。私ども、やはりこの問題は単に共済組合の短期の問題にとどまりませず、健康保険制度全般にかかわります問題でもございますので、これらの審議会におきます医療制度の抜本的な見直しというようなものにも十分期待をかけ、あるいはまた御審議の状況等も見ながら、長期的な観点に立つての対策を立てる必要があろうと、全体として申し上げますればそのような考え方方に立つておるような状況でございます。

○説明員（三浦大助君） ついせんだつて、五十年の国民医療費が発表になりました、六兆四千億と、対前年度比二〇%増ということになってきておりますが、これはまあ私どもいろいろ伸びの原因をいま研究しているわけでございますけれども、五十年度には医療費改定がなかつたわけござります。なかつたにかかわらず、その二〇%ふえたというのははどういうことなんだろう。で、これは前回の医療費改定が四十九年の十月にございまして、半年分でございますから、四十九年度を平年度化しまして、実際、じゃどのくらいふえたんだと申しますと、人口増分も一応減らして考えますと、約一〇%の自然増があるということになりますかと思ひます。これはまあ医療費改定のたびにいろいろ問題になる議論でございまして、じやん自然増の一休中身というのは何だろうということですございますが、この中身につきましては、ともかく最近老人人口が非常にふえてきておる、したがつて老人性の非常に経費を要する疾病が非常にふえておる、しかもこの疾病は非常に長期にわたつて治療をするというのが、一つの医療費がふえてくる今後の大きな原因になつてくるのじゃないかというふうに考えております。

それからもう一つは、かなり医療が高度化しましたし、特に最近は脳の手術、それから心臓手術等もかなりたくさん行われるようになりました。それだけ非常に人命が伸びておるわけでござりますけれども、その医療技術が非常に高度化してきた。今後もさらに高度化していくということとも、医療費を今後ますます伸ばしていく大きな原因であると、さらに、また薬学の進歩ということもございまして、この十年間に新しい薬が三百六十種類ぐらい出ておるわけでございます。これによつて非常に助かっている患者さんも片方でたくさんあるということも事実でございます。

また、大きくなり医療費が今後伸びていく原因としてしましては、医者と看護婦の人口が非常にふえている。ことに最近医学部の入学定員がものすごくふえてまいりました。私ども仮に計算いたしましたと、昭和四十九年から五十年にかけて医学部の卒業生が約四千人ふえております。それらの四千人の人たちが病院に配属されると、一人前の医者として、病院の経営という問題がござりますからして、やはりかせがなきやならぬ——言葉は悪いですけれども、という問題がございまして、この四千人が仮に四十九年度医師一人の所得分をかせぐとしますと、それだけでもう約三%の医療費増につながっていくという問題がございます。そういう医療供給体制の整備ということがかえってまた需要も換起するということもございまして、かなり毎年毎年この自然増ということはある程度今後見込んでいかなきやならぬのじゃないかとうふうに考えております。

○神谷信之助君 五十年度の医療費の二〇%の伸びが、いろいろ捨象していくば自然増として一〇%程度と、こうなってきますと、最近は給与の、賃金の上昇率も一〇%台を割っていますから、この問題を解決しないと、これは財源率を下げるということはできないわけで、ますますアンバランスが出てきますね。

その問題はちょっと後でまたやりますが、特に厚生省もう一点お聞きしておきたいんですが、報道によりますと、例の薬づけ医療の問題ですね、これが盛んに最近言われています。特に、いわゆる医療機関に保険で支払われる薬代、この薬価基準に比べて実際に薬品がはるかに安く流通していると、それが指摘をされているわけですね。こういう実態が一方ではあると。しかも実際にはそういう薬価基準を下回る価格で薬が流通をしながら、一方製薬会社の方は、大正製薬を筆頭にして、大小ありますから一概に全部が全部だと言えませんが、非常に利潤を上げている、利益を上げていると。最近は薬九厘倍以上に収益が上がるといふ問題がありますね。この薬代というものが医療

費の大体四割ぐらいを占めるという話でありますから、このところにメスを入れるということも非常に重要な問題ではないかと思うのですが、この辺については厚生省どういうようにお考えですか。

○説明員(三浦大助君) ただいまのお話ですが、薬価基準価格と薬の市場の実勢価格との間にかなり乖離があるということは、しばしば御指摘をいただくわけでございます。これにつきましては、中央社会保険医療協議会というのがございまして、ここで毎年一回薬価基準の調査をしましても、それによって適正な薬価を定めていきましては、これがさらに銘柄別に細かくひとつ修正していくことを、こういう御意見をいただいておるわけでございます。これに基づきまして今まで薬価基準の価格の適正化を図ってきたわけでございます。

○説明員(桑名靖典君) ただいまのお話ですが、薬価基準の全面改正に際しましては、これをさらに銘柄別に細かくひとつ修正していくことで、次回はいままでよりもかなり実勢価格に近づいてくるのじやないかというふうに私ども期待しております。

○神谷信之助君 これはいざれにしても薬代を一割下げることがでできれば、年間の健保の赤字は十分解消できるという状況にあるわけですから、この辺はひとつメスを入れてもらわないと、これは共済組合の方でいかに掛け金を引き下げていっても切りがない状況になってしまいますから、この点ひとつ厚生省の方に特に願いしておきたいと思います。厚生省関係これで結構です。どうもありがとうございました。その問題が非常に大きいわけです。

そこで、それはそれとしまして、京都の市町村共済組合で、組合員の給料と一人当たりの医療費の推移というのを調査して見ているわけですね。これを見ますと、四十八年ぐらいいは給料の方が一七・五%伸びていますが、医療費の方は一二・七%の伸び、前年比で。ですから、給料の方の伸びが大きかったんですね。四十九年以降が医療費が急激に増加をする、そうしてそれに応じて組合

員の平均給料月額の伸びはそれをずっと下回るという状況がこの五十二年度までずっと続いてきました。したがって、財源率をずっと上げざるを得ないということになります。したがって、長期を合わせますと給料の一割ぐらいが掛金になつてくるという状況になつているのです。

そこで、その財源率の負担の問題ですがね。現在は市町村と組合員とで半々の、折半負担になつてますね。現在の共済制度発足前の、旧の市町村共済、この時期の負担率は一体どうであったのかという点はいかがでしよう。

○説明員(桑名靖典君) 全国平均で財源率が七九・二となつております。

○説明員(桑名靖典君) 掛金率が二九・三、負担金率が四九・九と、こうなつております。

○神谷信之助君 したがつて、この七九・二に対する比率がそういう状況ですから、百分比でしまずと大体三・七対六・三と、おおむねそういう数字になつています。ですから、旧の市町村共済組合の時期は組合員の負担は三・七、そして市町村負担が六・三と、そういう状況だったんですね。だから、そういう市町村で単独の健康保険組合をつくれば、組合員の負担、労働者の負担を軽減をして、市町村の方でその負担を多くするということが可能がつて、全体として見ますと、掛け金と負担金の比率は三対七という状況になつていますね。だから、それが、健保組合の方で五五・八、それから掛け金の方で二五・六で、平均の財源率が八一・四、したがつて、全体として見ますと、掛け金と負担金の比率は三対七といふ状況になつていますね。だから、そういう組合健保においては、その上限が千分の九十九ということになつております。したがつて、組合員の負担、労働者の負担を軽減をして、市町村の方でその負担を多くするということが可能がつて、全体として見ますと、掛け金と負担金の比率は三対七といふ状況になつていますね。だから、その七十八ということになつております。片方いわゆる組合健保においては、その上限が千分の九十九といふことになつております。したがつて、そのうち被保険者の負担は、千分の四十といふことに相当な保険料率が高くなるにつれて組合員に対する負担が先ほど言いましたように大きくなつてくるという問題があると思うのです。したがつて、ここに国庫補助制度を導入するという、この問題解消のため国庫補助制度を導入するという考え方はないかどうか、この点についてお聞きしたい。

○政府委員(石見隆三君) 諸外国でどういう負担率になつておるかということにつきましては、残念ながら私ども詳細承知をいたしておりません。もともと、単に共済制度だけでなくして、保険制度全体を通じて、諸外国と我が国とがどうなつておるかというところから、したがつて、その中身としてどのような負担率になつておるのかといふところも探つてまいらないければならないと思っております。この点につきましては、私どもいたしました。

○政府委員(石見隆三君) 確かにただいま先生御指摘ございましたように、いわゆる都市単独でやつております都市職員健保組合におきます負担の状況を私どもも調査をいたしました結果では、五十年九月現在では事業主が六八・五、被保険者が三一・五ということで、おおむね七、三に近いしましても國關係の団体とも一緒になりまして、た

だいまいろいろ国内におきます資料等調査をいたしております。あるいはまた、状況によりましては諸外国の実態についてこの秋以降調査をしたいと思います。地方団体と被用者でございます職員が折半で負担をするというのがたてまえであろうといふふうに存するわけであります。

そこで、ただいま御質問にございましたように、短期給付にいわゆる公的負担を導入することいかんという問題指摘でございました。御案内のとおり、政管健保につきましては、昭和四十八年度の健康保険制度の改正に際しまして、保険財政の危機に対処いたしましたことは御案内のとおりでございます。

そこで、これと共済組合との比較になるわけでございますが、政管健保の保険料率は、現在千分の七十八ということになつております。片方いわゆる組合健保におきましては、その上限が千分の九十九といふことになつております。したがつて、そのうち被保険者の負担は、千分の四十といふことに相当な保険料率が高くなるにつれて組合員に対する負担が直ちに引き直して比べてみると、この問題解消のために国庫補助制度を導入するという考え方ではないかと、この点についてお聞きしたい。

○政府委員(石見隆三君) 確かにただいま先生御指摘ございましたように、いわゆる都市単独でやつております都市職員健保組合におきます負担の状況を私どもも調査をいたしました結果では、五

ともとこの共済組合の短期給付と申しますのは、社会保険制度の一環として設けられておるものでございまして、その負担は、本来、使用者でございます地方団体と被用者でございます職員が折半で負担をするというのがたてまえであろうといふふうに存するわけであります。

そこで、ただいま御質問にございましたように、短期給付にいわゆる公的負担を導入することいかんという問題指摘でございました。御案内のとおり、政管健保につきましては、昭和四十八年度の健康保険制度の改正に際しまして、保険財政の危機に対処いたしましたことは御案内のとおりでございます。

そこで、これと共済組合との比較になるわけでございますが、政管健保の保険料率は、現在千分の七十八といふことになつております。片方いわゆる組合健保におきましては、その上限が千分の九十九といふことになつております。したがつて、そのうち被保険者の負担は、千分の四十といふことに相当な保険料率が高くなるにつれて組合員に対する負担が直ちに引き直して比べてみると、この問題解消のために国庫補助制度を導入するという考え方ではないかと、この点についてお聞きしたい。

○政府委員(石見隆三君) 確かにただいま先生御指摘ございましたように、いわゆる都市単独でやつております都市職員健保組合におきます負担の状況を私どもも調査をいたしました結果では、五

したがいまして、直ちに比較をいたしますことは困難いたしましても、これらの点を総合的におきましては、現在の千分の七十八というのではなく、一千分の百十四程度になつておるんではないだらうか。組合健保におきましては、千分の九十といふのはこれまた実質的には百十一程度となつておりますと、先ほども御答弁申し上げましたように、現在の地方公務員共済組合の中の財源率の最高は徳島県の市町村共済でござりますが、ここでは千分の百八ということに相なつております。これらを見ました場合、一番高いところでも徳島の千分の百八に対しまして政管健保では千分の百十四程度、組合健保では千分の百十一程度ということになりますと、地方公務員共済組合の組合員が、政管健保なりあるいは組合健保の加入者に比しまして負担が重くなつておるという状況にはまだ立ち至つてゐるとは言ひにくいのではないかというふうに存じておるわけであります。そういう観点から見ましても、いま直ちに地方公務員、国家公務員を通じましてこの共済組合短期経理につきまして国庫補助の導入を図るということは、若干問題があるのでないかというふうにもの存じておるわけであります。

しかし、いずれにいたしましても、私どもいたしましては、最近の情勢を踏まえまして、公務員共済の短期給付の財源率が上がつてきておりますことも事実であります。そこで先ほどからも申し上げておりますように、これを千分の百にとどめるというふうな措置をとりまして、究極的な対応をいたしておるというのが実態でございます。

○神谷信之助君 いろいろおつしやいましたが、特に市町村共済の場合は、市町村健保とどうしても同じ条件ですからそこに目がいきますわね。これは千分の四十が上限になつてゐる。したがつて、市町村共済でも短期掛金率の上限を千分の四十五としてほしい、してもらいたいということでお試算をしていますわね、試算をね。こういう点に

ついては一体どういうようにお考えですか。

○政府委員(石見隆三君) 先ほど来いろいろ御指摘、御質問を賜つておりますように、最近の地方公務員共済の短期給付の財政事情は非常に悪化してきておるわけでございまして、このために昭和五十一年度、さらに引き続きまして五十二年度におきましては、法定給付だけで千分の百を超えます組合につきましてはそれを千分の百にとどめる、すなわち、職員負担については千分の五十にとどめるという措置をいたして、職員の負担の急激な増加を食いとめておるという状況でござります。

私どもが財源率で千分の百、すなわち掛金率に置き直しまして千分の五十という数値を一つのめどといたしました理由をいたしましては、「一つには組合健保におきます被保険者の掛金率の上限が、御案内のとおり千分の四十ということに相当しております。したがいまして、先ほども御答弁申し上げましたように、健保におきましては標準報酬といいますものをとつております関係上、それの中にはいわゆる単なる基本給だけではなくしていろいろな諸手当が入つております、それを含めての千分の四十でございます。ところが一方地方公務員の場合には、給料、基本給のみをとつておられますので、その間の差といふものをはじきかえますと、大体千分の五十ということで共済組合をセツ蒂いたしますことは、ほん健保の千分の四十に見合うのではないか。すなわち、大体付加給付の割合というものを置きかえすれば、千分の五十というところが一つのめどではないかと、これによつて組合健保あるいは政管健保、民間とのバランスというのもはば十分とれておるんではないかという点が第一点でございます。

もう一点は、同じく地方公務員の短期給付は、国家公務員の短期給付とその趣旨、制度の内容を全く同じにいたしておるわけありますが、國家公務員につきましても、最近の情勢を反映いたしまして、掛金率が非常に上がつてしまつております。そこで、国におきましては昭和五十二年度か

ら、私どもは五十一年度から実施したわけでござりますが、國におきましては五十二年から、地方と同じように、掛金率が千分の五十を超えるところは千分の五十とどめるという措置を新たにとられたわけあります。これが該当いたしましたものは林野共済のようでありまして、林野共済でことしは財源率で千分の百、掛金率で千分の五十を超えるところはそれとどめて、その不足分一億八千万円を國庫で援助するという措置をとられたわけであります。このように、一つにはやはり国家公務員とのバランスということを見まして千分の五十ということにいたしておるわけであります。

なお、ただいまお示しにございましたように、市町村共済組合からは、これを千分の九十、すなわち掛金率にして千分の四十五にしてほしいといふ御要望もあることは承知いたしております。同時に、また千分の四十五の根拠と申しますか、を挙げておられることも私ども承知をいたしております。ただ、この市町村共済組合でおつくりになりましたこの資料に反論する意味ではございませんが、あえて申し上げさせしていくべきますれば、このおつくりになりました資料によりますれば、なるほど千分の四十五という数字が出ておりますが、この中身には私ども非常に問題点が含まれておるというふうに言わざるを得ないと思うのであります。まことに反論いたす上で恐縮でございますが、一つには、同じ地方公務員共済でありながら、このおつくりになりました資料の中では県の職員を外しておられて、市町村の職員のみをとらえておられるという点が第一点。しかし、これはやはり地方公務員共済でございますので、いかがなものかという点が一点あるうかと思います。

もう一点は、この中には政令市を外しておられます。これも問題であろうと思っております。それから、給料に対する、いわゆる給料総額の比率、すなわち手当を含めましての算定に当たります。

まして、この資料では一般行政職のみを使つておられます。しかし、地共済に入つておりますのは何も一般行政職のみではございませんで、税務職員、看護職員、消防職員、企業職員、すべてこれに入つておりますので、これを外してしまいますと、この数字が厚生費で約半分ぐらいになつておる。もちろん、私どももいたしましては若干数値のとり方にについて疑問を持つておるわけあります。

しかし、いずれにいたしましても、私どもいたしましては、地方公務員のこの短期の財源率が上がっていくということは非常に大きな負担の問題を伴つておりますので、今後とももちろんこの資料等も十分検討をさしていただき、いろんな角度から検討は続けてまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○神谷信之助君 そうおっしゃいますが、いままで法定内の基準で千分の百を超えるところについては五十一年度から特交措置をしてきている。五十三年度も引き続いてやることで財政局と折衝中だというお話が先ほどありましたが、たゞことしの四月十五日の自治日報で、石見さんが、自治省の招集した人事委員会の事務局長会議で説明をなされた中に、この千分の百という率、これほどからおっしゃつておるよう、医療費の急増を近く引き下げる必要があるういうようにお話しになつたように記事が出ておるのであります。いわゆる職員共済組合が短期給付の問題として、先と、それから給料が上がらないということと歳入が減つてきて、そして百五十億円の赤字が予想されれている。千分の百を超した分については財政措置をしているが、全国体で五十二年には千分の七一・六にまで高まつてある。このままでは支払いができなくなるおそれもあるので、千分の百といふ率を近く引き下げる必要があろうというふうなお話をなさつたように自治日報では報道されていのですが、この点はどうですか。

○政府委員(石見隆三君) 私、全国人事委員会事務局長会議におきまして、現在当面しております

県職員で構成しております地方公務員共済組合の現状を御説明をし、そして容易ならざる事態に来ておるということを御説明をしたわけでございまして、ところが、ただいま先生お示しのような記事が出たわけあります。私ども、その記事を見てしましては記者の方が何らかお話を取り違えておられるのではないかというふうに存じておるところでございます。

ただ、現在、いま申しましたように、県の人事委員会でございましたので、県の職員が構成しておられます地方職員共済組合におきましては千分の七・六という財源率になつておりますが、これでは約百億を超える赤字がことしは出てしまうということになるわけでありまして、こういうことにつきましては容易ならざる事態であり、この財源率は、収支の均衡を保つためには引き上げざるを得ないという事態になつておるという現状を御説明いたつもりでございます。

○神谷信之助君 そうすると、千分の百の問題は、これは下げるところまではいまは考えていなかつておるわけですね。

○政府委員(石見隆三君) いま申し上げましたように、地共済につきましては、千分の七・六ではとうていこれはもう収支の均衡はとれないと同じに、千分の百といふことは、市町村共済、地共済全体を通じまして、千分の百でとどめたいといふことは五十二年度も引き続きやりたいということを御説明申し上げたのがどうもちゃんとなつておるようですが、いま申し上げましたように、私は五十二年度も引き続いていると引き続き、五十二年度につきましても千分の百とどめたいといふことをお聞きいたしました。

○神谷信之助君 それで、そのふうに存じておる

現状を御説明をし、そして容易ならざる事態に来ておるということを御説明をしたわけでございまして、私が、そういうことを申し上げたことはさらさらないわけでありまして、その記事は、私いたしましては記者の方が何らかお話を取り違えておられるのではないかというふうに存じておるところでございます。

ただ、現在、いま申しましたように、県の人事委員会でございましたので、県の職員が構成しておられます地方職員共済組合におきましては千分の七・六といふことは、まだどうするかということは全然出たわけではありません。私ども、その記事を見てしましては記者の方が何らかお話を取り違えておられるのではないかというふうに存じておるところでございます。

○神谷信之助君 では、大臣にお聞きしますが、いま事務当局の方で、財政局とそれから公務員部の方で折衝中ですから、いまの段階で大臣が輕々には言えないかも知れませんが、五十一年度からは千分の百を超えた分については特交で財政措置をするという制度、これは始まつていて、五十二年度もそうしてもらいたいというのがいまの石見さんの答弁です。国家公務員共済の方も千分の百のところを抑える、それ以上超える部分については国庫を導入するという措置がとられておるわけですから、これは当然五十二年度以降も引き続けておきたいと思います。

○國務大臣(小川平二君) この点につきましては、かねてから財政局長が御趣旨のよう方向で折衝をすでにいたしておるわけであります。

○神谷信之助君 その次の問題は、その財源措置をすることは、法定の給付内容といふか、それに伴つてのその範囲だということですね。で、先ほどお説明の中で、その中で付加給付について、特に家族医療費の基礎控除について三千円足切りをするのは、法定の給付内容といふか、それに伴つてのその範囲だということですね。で、先ほどお説明申し上げておりますように、千分の百、一千五百円を超過するものは千分の百にとどめて、その説明の中で、その中で付加給付について、特に急措置の対象となる共済組合の家族医療費の基礎控除については、御指摘のように三千円といふものをめどにして全国的な指導をしてまいつておるわけであります。したがつて、このような緊急措置の適用のないところにつきましては、これはも

のまましては、五十二年度分につきまして千分の百でとどめ、そしてこれの足らぬ前は特別交付税で見ていただきたいということをただいま財政局長とは強くお願ひをしておるという状態でございまして、五十三年度、すなわち来年四月以降の分につきましては、まだどうするかということは全く体として具体的な対策を立てるに至つておらない状況でございます。先ほどから申し上げておりますのは、五十二年度の措置について御答弁申し上げておる次第でございます。

○神谷信之助君 では、大臣にお聞きしますが、いま事務当局の方で、財政局とそれから公務員部の方で折衝中ですから、いまの段階で大臣が軽々には言えないかも知れませんが、五十一年度からは千分の百を超えた分については特交で財政措置をするという制度、これは始まつていて、五十二年度もそうしてもらいたいというのがいまの石見さんの答弁です。国家公務員共済の方も千分の百のところを抑える、それ以上超える部分については国庫を導入するという措置がとられておるわけですから、これは当然五十二年度以降も引き続けですから、これは当然五十二年度以降も引き続けておきたいと思います。

○國務大臣(小川平二君) この点につきましては、かねてから財政局長が御趣旨のよう方向で折衝をすでにいたしておるわけであります。

○神谷信之助君 その次の問題は、その財源措置をするのは、法定の給付内容といふか、それに伴つてのその範囲だということですね。で、先ほどお説明の中で、その中で付加給付について、特に急措置の対象となる共済組合の家族医療費の基礎控除については、御指摘のように三千円といふものをめどにして全国的な指導をしてまいつておるわけであります。したがつて、このような緊急措置の適用のないところにつきましては、これはも

のまましては、五十二年度分につきまして千分の百でとどめ、そしてこれの足らぬ前は特別交付税で見ていただきたいということをただいま財政局長とは強くお願ひをしておるという状態でございまして、五十三年度、すなわち来年四月以降の分につきましては、まだどうするかということは全く体として具体的な対策を立てるに至つておらない状況でございます。先ほどから申し上げておりますのは、五十二年度の措置について御答弁申し上げておる次第でございます。

○神谷信之助君 では、大臣にお聞きしますが、いま事務当局の方で、財政局とそれから公務員部の方で折衝中ですから、いまの段階で大臣が軽々には言えないかも知れませんが、五十一年度からは千分の百を超えた分については特交で財政措置をするという制度、これは始まつていて、五十二年度もそうしてもらいたいというのがいまの石見さんの答弁です。国家公務員共済の方も千分の百のところを抑える、それ以上超える部分については国庫を導入するという措置がとられておるわけですから、これは当然五十二年度以降も引き続けですから、これは当然五十二年度以降も引き続けておきたいと思います。

○國務大臣(小川平二君) この点につきましては、かねてから財政局長が御趣旨のよう方向で折衝をすでにいたしておるわけであります。

○神谷信之助君 その次の問題は、その財源措置をするのは、法定の給付内容といふか、それに伴つてのその範囲だということですね。で、先ほどお説明の中で、その中で付加給付について、特に急措置の対象となる共済組合の家族医療費の基礎控除については、御指摘のように三千円といふものをめどにして全国的な指導をしてまいつておるわけであります。したがつて、このような緊急措置の適用のないところにつきましては、これはも

のまましては、五十二年度分につきまして千分の百でとどめ、そしてこれの足らぬ前は特別交付税で見ていただきたいということをただいま財政局長とは強くお願ひをしておるという状態でございまして、五十三年度、すなわち来年四月以降の分につきましては、まだどうするかということは全く体として具体的な対策を立てるに至つておらない状況でございます。先ほどから申し上げておりますのは、五十二年度の措置について御答弁申し上げておる次第でございます。

○神谷信之助君 五十三年度の措置は自治省内部でまだ折衝中だということですか。

○國務大臣(小川平二君) 五十三年度の措置は自治省内部でまだ折衝中だということですか。

ね。ですから一ヶ月一万円以上、家族が何人かおるけれども、いわゆるそういう重い病気になる前に、病気の軽い間に医者にかかるて、重くひどくならないように早く健康回復をするという措置がこの医療保険制度の一つの重要な柱ですね。ところがその点をどんどんやっていくということになりますと、事実上の受診抑制になってきて、そういうこれは重大問題なんです。私はそういうふうにして軽い病気のときにはしんぱうしてしまう。重い病気になつてからやつとかかるということになつて、医療保険制度の根本自身が崩壊をするというふうになりますと、それなりますと、医療保険制度そのものを想うんですね。ですから、これは単純に、おまえのところは赤字で困っているんだから、財源率が高くなつてしまっているんだから、千分の百を超えると想うんですよ。だから、医療保険制度そのものをどうしてその財源を保障するかという問題は問題として考えないと、やっぱり病気は早く医者にかかるて軽い間に早く健康を回復すると。いふべきなのは、やっぱりそういう保険制度で軽い病気で早く治して、そうすることによって寿命が延びてきてているという側面もあるわけですね。ですから、この辺はちょっと単純にそういう自治省の方まで從来日本人の死亡年齢がどんどん高まつてきましたのは、やっぱりそういう保険制度で軽い病気が单にお金の問題からだけでこういう足切りをどんどん引き上げていくというのと、私は大変な問題があるのじゃないかと思うんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(石見隆三君) 確かに御指摘をいたしましたように、この足切り率の引き上げ、この額の設定を單なる財政問題だけとして処理をいたしますことは、先生御指摘のとおり、私ども大変な大きな問題を含むということは十分理解いたすものでございます。

いま申されましたように、この足切り率の引き上げが職員の受診のあるいは支障になり、さらにはまた健康管理に支障を生ずるというようなことになりますれば、これはもう健康保険制度自身にかかわつてくる問題にならうかというふうにも存するわけであります。私ども、この辺のことは十分考えながら、承知をしてこの問題に対処をしなければならないというふうに御指摘のとおり理解をいたすものでございます。

ただ、趣旨として申し上げておりますのは、先ほどから申し上げておりますように、もとよりこの足切り率を幾らにするかは、地方団体のそれぞれの実態に応じた自主的な御判断ということに相なろうかと存じますけれども、一つには、先ほどから申し上げておりますように、特別な公的資金を入れてでも財政援助措置をとります限り、どこかでやはり線を引いて、そのような財政援助を受けない団体とのバランスと申しますか、均衡を図らなきやならないという問題もございまして、一応三千円ということをめどにして設けたわけでございます。

この点につきましては、一つには三千円に足りをいたしましても、先生御案内のとおり、各地方団体では今度は互助会といふものが一方ではございまして、そこからのまた職員に対する財政負担、援助というようなこととの兼ね合いも出てまいつておるわけであります。私ども、そのこと自身がいいか悪いか直ちにここで判断をいたす材料を持ち合わせておりませんけれども、このような状況の中で、一つには、あるいはまだ先ほどお示しがございましたように、一人一ヶ月一件というのではなくして、一家族当たり幾らというふうなセットの仕方も今後私も一つの大きな検討課題だらうと思つております。

いづれにいたしましても、先生御指摘にございましたような、この医疗保险制度の支障になるような、あるいはその制度を逆に進めるようなことには相なつては趣旨本末転倒いたすものでございまので、その辺は今後とも十分注意しなければならうと思つております。

らないというふうに存じております。で、今後もちろん地方団体におきましては、それぞれが共済組合等と一緒になりまして、健康管理につきまして、早期受診等についていろいろと検討もなさっておるようあります。私ども関係団体と一緒になりまして、その辺の条件を踏まえて、今後ともこの額をどうしていくのかということは全体の中で十分御趣旨も踏まえて検討していかなければならぬものであるというふうに考えておる次第でございます。

○神谷信之助君　あと、もう時間がありませんから、問題だけ出しておきますが、それは一つは、この千分の百を超えた部分については交付税措置をしておるという問題。それから長期の分について、これも同じように交付税措置をしているという問題。これはしばしば問題にしておりますから、問題の提起だけをしておきますが、もう時間がありませんからあと議論しません。これは特定財源化するという問題として私どもは重要な問題があるというふうに思うのです。

もう一つは、地方職員共済組合などに対する天下りの問題ですね。退職及び休職の自治省の方々が出向あるいは天下りされている問題。これは人事規制の一四四ですか、これから言つても問題があるという点は、すでに五十年の五月に衆議院でわが党的林議員が問題にし、指摘をしていました。当時、もうすでに十年もたって相当組織としても充実をしたと思いますから、今後のあり方にについては、指摘のような趣旨を含めて検討しなければならぬという答弁をなさっております、当時の公務員部長が、五十年の五月当時は九人の人が退職もしくは休職して地共済その他に出ておられます。現在、いまなお八名出ておられるわけですね。ですから、指摘をされて、そういうようになりますが、もう時間がありませんから指摘をすらだけにとどめて、ひとつこれらの問題について

一応の御答弁だけ聞いておきたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 地方職員共済組合に自治省の職員を休職をいたしまして勤務をさしておるという事実は、御指摘のとおりでございます。現在、地共済にこのように國の職員が國家公務員の身分を持ちながら休職扱いをして勤務をいたしておりますのは、先生御案内のとおり、人事院規則の定めるところによつて行われておるわけでございますが、その人事院の規則には、やはりその業務が臨時的な場合につきまして、その必要とする限りはこのような道が規則によつて開かれています。しかし、御指摘のように、地方公務員共済組合も、新しくできまして以後もう十数年を経過しておるわけであります。地方公務員共済独自に採用された職員も徐々に育つてきておるということのも事実であります。一方、しかしながら、なおこの共済業務と申しますのはきわめて技術的な面も多いわけであります。ある意味では専門的な知識、技能を持つた職員をまだ必要としておられる向きがあることも事実であります。このようなかで、私どももいたしましては、どんどん育つてきております職員がしかるべき伸びていくといふことは十分期待をしなきやならぬところであります。現在でも課長クラス全休七名の中で、地方公務員共済組合独自で採用された方が二人すでに課長に就任しておられるというような実績もあるわけでありまして、私どもこのようないい今後の地方公務員共済組合が円滑な運営が行われますように、人事面その他諸般を通じて十分御協力もし、努力もしてまいりたいというふうに存じておる次第でございます。

○委員長(高橋邦雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

夏目君から発言を求められておりますので、これを許します。夏目君。

○夏目忠雄君 私は、ただいま可決されました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び第二院クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯

決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一、年金の貯金ライド制を法制化するとともに、その改定は公務員の給与改定時期にあわせること。

二、共済組合の給付に要する費用について、公的負担の拡充を図るとともに負担区分のあり方について検討すること。

三、長期給付の財源方式については、賦課方式の採用を含めて検討すること。

四、退職年金等の最低保障額について、引き続きその引上げを図ること。

五、遺族年金の給付水準については、七〇%にするよう法律上の措置を講ずること。

六、年金額の算定の基礎となる給料を退職時の給料とするよう検討すること。

七、老齢者に対する給付について、更に充実するよう努めること。

八、高額所得者に対する年金支給のあり方について、慎重に検討すること。

九、短期給付の水準について一層の充実を図ることとともに、短期給付の掛金の負担について、その負担能力等を十分考慮し、健康保険等の諸制度との均衡を失しないよう配慮すること。

十、地方議会議員の年金制度について、その充実改善を図ること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(高橋邦雄君) ただいま夏目君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋邦雄君) 全会一致と認めます。よつて、夏目君提出の附帯決議案は全会一致をもつた。

ただいまの決議に対し、小川自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小川自治大臣。

○國務大臣(小川平二君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋邦雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(高橋邦雄君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院地方行政委員長代理木村武千代君。

○衆議院議員(木村武千代君) 地方自治法の一部

を改正する法律案の提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、この法律案を立案しました理由を述べますと、本案は、特別区の特殊性とその現状にかんがみ、都の議会の議員の定数増加についての特例措置の人口基準を緩和しようとするものであります。

改めまして申し上げるまでもなく、都議会議員の定数につきましては、昭和四十四年の地方自治法の改正により、道府県議会議員の定限百二十人

に特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として、条例でこれを百三十人まで増加することができる特例措置が設けられておりま

ります。

ところで、都は、首都として、また世界に類を

見ない巨大都市として山積する都市問題を初め、

特別な行政需要を抱えているほか、地方自治制度上、他府県にはない特別区という特殊な制度があり、その区域を一体として大都市行政を担ってき

ております。大都市行政につきましては、昭和四十九年の地方自治法の改正により、昭和五十年から特別区は、一般の市とはほぼ同等の事務を処理す

ることを原則として、特別区に移管されることとな

りましたが、現実には、特別区の実情に応じて

種々の特例が設けられており、一般市の事務のうち下水道、廃棄物の処理及び清掃、消防など特別区では処理が困難であり、あるいは多大の数量的処理を要求される事務については依然として都に留保されている状況であります。

このように、大都市行政需要は、質的に複雑、高度化するとともに、量的にも急激に増大の一途をたどっております。他方、特別区の区域の常住人口は、都心部を中心として減少してきておりま

して、今日、両者の間の不均衡は、昭和四十四年の改正で第九十条第二項が設けられた当時よりも一層顕著になつております。

したがいまして、同条を特別区の特殊性に照應するようにするためには、その立法趣旨を生かし、現行の人口基準を緩和する必要があるのであります。

次に、本案の内容について御説明を申し上げま

す。

都議会議員の定数については、特別区の存する

区域の人口を百万人で除して得た数を限度とし、百三十人の定限の範囲内で、条例で百二十人を超えて増加することができるものとしております。

以上お願意い申し上げる次第でござります。

○委員長(高橋邦雄君) 提案者の方にお伺いしたいと思います。

○市川房枝君 提案者の方にお伺いしたいと思

ます。

○委員長(高橋邦雄君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○市川房枝君 提案者の方にお伺いしたいと思

ます。

この改正案で、今まで特別区の人口百五十万

人基準になつておつたのを百万人にお抑えになりましたね。一体百五十万人とか百万人とかとい

う数字は一体どこから来ているのか。これは、実は

この法律を四十一年に、いま御説明があつたよう

に新しく設けられたのですね。そのときに私伺つたんですけれども、やっぱりどうしても納得できなかつたのですが、どういうふうにお考えになりますか。

○衆議院議員(木村武千代君) これは、このままの状態で置きましたら——これは東京都の都議会

の方で問題になりまして、やはりこのままの状態では減数をせにやいかぬところの区ができるてゐるわけなんです。たとえば千代田区のような区では一名、定数を改正しますと減る区が出てくるわけです。そうしますと、せつかく持つておるところの議員の数を減らすということは区民にとっては耐えがたいことでございます。そうすると、減らさないで、そして人口のふえたところの定数増加をいたすにはどうしたらしいかと言いますと、どうしても百五十万人にしておくよりも、やはりそれをもう少し緩和しましてそしてやらなければならぬ、こういうわけです。緩和するところの数字がどの程度でいいかと申しますと、大体、自治法では百三十名以内になつておるわけです。百三十名以内で、そして、この都議会の方で要求するところの人数を合わせにはどのような数字が一番いいかと申しますと、やっぱり百万人にすれば大体それに適合するのじゃないかということでございまして、百万人になりましたらどうなるかと申しますと、百二十八名になるわけですよ、百二十八名に。それで大体百二十八名というところの以下で、大体実際は百二十七名ぐらいのところで定数が実施できますのですが、百万人にしたら大体百二十八名になるんです。一名だけ余分にできるわけなんですね。大体百万というのは、そういう数字の関係から一番適当でないかということで百万にいたしたような次第でございます。

○市川房枝君 大変提案者が正直におっしゃいました……。

私も、大体いまお話しのように、結局百三十人という制限があるので、その以内の数字で落ち着くような数字をいろいろこね合わせてといますか、勘定して、そして百五十万とか百万とか、こういうことだろうと思つて想像していたんですが、いまの提案者の御説明でなるほどと思うわけなんです。

その問題は余り追及をしませんで、次の質問に移りたいんですけど、この第九十条の第二項に都についての特例が出ているわけなんですが、その九

十条を、自治法のさつき拝借しました本であります  
と、それに「要旨」ということで説明がついてい  
るんですね。これは自治省の方でおつけになつた  
のではないかと思うんですが、それで私は、その  
「要旨」ですね、つまり第九十条の第二項につい  
ての説明が、「都は、特別区の存する区域におい  
ては、市としての役割をも有しているという制度  
上の特殊性から定数増加の特例を認めたものであ  
る」、市としての性格を持つておると、こういうふ  
うに書いてあるんですけれども、この「要旨」の  
説明といいますか、これは自治省の方からひとつ  
御説明を願いたいと思います。  
**○政府委員（山本悟君）**　ただいま市川先生おつし  
やいましたように、この九十一条第二項が立案され  
まして成立いたしました当時の説明といたしまし  
ては、二十三区特別区の区域というものは、その  
区域の実際上の各種の仕事、これは区議会とい  
ますか、区の方にあるものじゃなくて、都の方に  
引き上げられている、そういうものが多数ある。  
したがつて、議員さんといたしましても、都會議  
員というものの守備範囲が非常に広い、こういうよう  
ような特殊事情もあるじゃないか。したがつて、  
通常のベースでの議員の配分、あるいは定数とい  
うものでは脅き切れない点がある、こういうよう  
な御意見もありまして、この九十一条の二項という  
ものができたと、かのように聞いているわけでござ  
います。  
したがいまして、そういう点から申し上げます  
と、現在は区の方にも相當に権限が移ったんでは  
ないかという御議論もあるわけでございますが、  
また同時に、ただいま衆議院の方で御提案になり  
ました理由にも書いてござりますように、なおか  
つ二十三区の中というのは非常にいろいろな事務  
というのもふくそうをいたしている。人口にいた  
しましても、定住人口と戸籍人口の問題と、いろ  
いろあらうと思いますが、そういったようなもの  
の事情を考慮すれば、やはり二十三区といふもの  
は相当程度いろいろとその区域について都として  
も関心を持ち、議員としてやらなきゃならぬこと

書いているとおりであろうと、かように存じているわけでございます。

○市川房枝君　いまの自治省の御説明もといいますか、説明といいますか主張でございまして、その点が先ほどお触れになりました提案理由説明にも書いてあるとおりでありますと、かのように存じていいわけでございます。

はやつぱり東京都の人口がそれこそ都心——特別区のところは人口がだんだん減っていっている。そして結局三多摩、二十三区以外の土地の人口がどんどんふえる。そうするとそちらの方から定員増の要求が出てくるんだけれども、さっきもちょっとおっしゃいましたように、中央部を減らすことにはなかなか困難だというんで、三多摩の方でふえるのをむしろ抑えて中央の区の方の数をまあ温存するといいますか、そんなふうな一つの仕組みみたいに私はこれまして、だからいままではそれで済んできたかもしれないけれども、もう少しうっかりと、こういうやり方でなくて、私どにもすぐわかるようふうに、いますぐでなくともいいんですけれども、もう一遍お考え直しになるようなお気持ちはありませんか。これは自治省の方。

○政府委員(山本悟君)　確かに、過去の立法の経過から申し上げますと、最初は都道府県といふことで、都もたとえば大阪府等と同一のレベルで定限百二十とということをきていたわけでございます。しかし、やはり人口の増加の状況その他からいきまして、あるいは仕事の内容からいきまして、それでは困難である。その困難であつて單純に定数増というものをいたすということが合理的なのかな、あるいは二十三区というものの特殊性に目をつけて、そこで都としての特例を考えるのが合理的なのか、いろいろ御議論があつたと聞いております。その結果、やはり他の一般の府県とは違つて、都としての考え方、都としてのあり方と、いうものから言って、二十三区についての特例といふもので考えるのが合理的ではないか。こういうことでこの九十條の二項というものはできてま

いふたと、かうように存じてゐるわけでございます。また事実、全体として決められました都議会議員の定数の配分につきましても、やはり二十三区は個々の何区何区ということをまず別々にしないで、一本で考えてよろしいと、二十三区一まとめにした人口をもとにして他のところと考えてよろしいと、こういった特例も書いてあるわけでございまして、そういった立法も行われたわけでございます。それらをあわせて考えますと、やはり二十三区といふものの特殊性といふものは相當に重く見られてきたんじゃないいか、こういうように存するわけでございまして、御指摘の点は、なお私たちもいたしましてももちろん研究しなきやならぬ事項と存じますけれども、ただいまのところはこういうやり方でやむを得ないのじやないかと、いうぐあいに思つてゐるわけでございます。

存するわけでござりますが、まあやはり選挙区、一般的に申し上げまして、御案内のとおり都道府県の場合都市の区域に当たるということが原則でございます。その場合に二十三区というものをどう考えるか。確かに議員定数の配分に当たりましては、二十三区一本で物を考えて、そのあとは当になつたものをさらに区に分ける、こういう一段構えの制度に現在なつてゐるわけでございますが、二十三区の各特別区そのものが市とは違つた扱いにし得るのかし得ないのか、これはやはりちょっととなかなか研究をさしていただきませんと、私もいま直ちにそういう方向、考え方ということは申し上げにくいことでございまして、研究をしていただきたいと存じます。

ね。都の方では減少したことはないと思うのだけれども、ほかの府県では減少しているところがあるように思うのですが、どの程度といいますか、どこが思っていますか。ちょっと具体的に伺いたいと思います。

○政府委員(山本悟君) 御指摘のとおり、都は制限いっぱいで從来百二十でまいったと思いますが、他の大きな府県で見ておられますと、現在は大阪府が定限百二十までいる人口に対しまして百十二、したがってマイナス八でございます。そのほか愛知、兵庫、岐阜、大阪を合わせまして、四府県におきまして現に減少してやつてきておりますと、かようになつております。

○市川房枝君 都会議員の定数のお話を伺いましたが、ついでにちょっと大臣に伺いたいんです  
が、いま参議院の地方区の定員の問題が十八名増減ということでお選挙法改正に関する特別委員会で御審議をなすつておるのでわけですが、その提案に際しまして、私どもの二院クラブでは、増員するということは国民党がみんな賛成しないでどうやら、現在の枠内では正をしてほしい、その仕方による相談をしてその案を出したわけでござりますが、もう会期もだんだん迫つておりますし、いまの參議院には自由民主党、新自由クラブが御賛成になつておら、現在の枠内では正をしてほしい、その仕方による相談をしてその案を出したわけでござりますが、それこそ一票が一票として使えない、もう五分の一票だという状態にもなつておりますので、だからこれをこのまま放置しておくことはできないんじゃないかと思うのですけれども、自治大臣としては、この問題はどうお考えになつておりますか。

○国務大臣(小川平一君) 定数の問題は、これを競争のルールと申しますか、あるいは土俵をつく

る問題でありますので、總理大臣がしばしば繰り返して予算委員会等で答弁をなさっておりまます。この問題に関しましては、どうも政府がイニシアチブをとつてどうこうということは適当でないと考えておるわけでござります。

○市川房枝君 昨年の四月に最高裁が、四十七年の衆議院の選挙の際の千葉県の一区は非常なアンバランスがあるので、これは憲法違反だという判決を出したわけですが、あの際参議院でもいろいろ議論がありましたが、ある方々は、あれは衆議院の選挙に対しての判決であつて参議院は関係ないんだと、こういう議論がありましたけれども、大臣はその点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(小川平二君) 仰せの判決は、当時の衆議院の定数につきまして、これの直前に行われました國勢調査の数字に基づいてあのようないくつかの判決だと考へておりますけれども、これはがなされたわけでございます。この判決は確かに投票の価値と申しますか、あるいは一票の重みと申しますか、あることは、参議院の地方区の議員には、これは一面におきまして地域代表という性格もある、こういうふうに一般に理解されていることでもござりまするし、あの判決があつたから直ちに参議院の定数問題があの判決によって拘束を受けるものだとは、私もそのようには必ずしも理解いたしておらないわけでございます。

○市川房枝君 最後に、時間が少し延びるかもしれませんけれども、あと一つだけ伺いたいと思います。

衆議院の方は、判決があります前に昨年の七月に二十名定員をおふやしになつて、そしてそれが昨年の十月から実施をされてきているわけなんですが、衆議院の方は、いま大臣からもお話しのように、あれは衆議院の選挙に対する判決であつた

わけですが、衆議院の方はもう二十名ふやしたのだと、だから最高裁の判決の趣旨に沿っているということです。そこでそのままになつてきているのですが、ただ判決がありましたときにはちょうど五十年の国勢調査が発表になった後でして、だからあの訴訟をした四十七年の選挙といいますか、私ども小さい市民団体が二つの団体で訴訟をやつたわけですが、四十五年の国勢調査の結果によつてあるわけです。それから衆議院の二十名増員も、これもさつきお話しのとおりに四十五年の国勢調査の数字によつてなすつたわけなんで、それで五十年の国勢調査によりますと、その間、五年間にずいぶんまたアンバランスがふえてきています。そしてもう三・七五ぐらいですか、というアンバランスさえできてきてるので、最高裁の判決は、つまりアンバランスがどこまでいつたら憲法違反といいますか、あるいは、選挙をやり直すのが本旨だけれども、事務面のめんどうなことを考えて選挙は有効とあればしたけれども、私はやっぱり衆議院としてはもう済んだわけではなくて、また新しい事態に際してこのアンバランスを是正することを考へていただくべきではないか、いや、御承知のとおりに公職選挙法の別表第一、衆議院の方の定員を規定しておるあの別表には、五年目ごとに、直近に行われた国勢調査の数字によつて是正するのを例とするですか、ということになつておるので、私はやっぱり五年おきぐらいに新しい数字によつて是正するということを、一々運動なり判決なりによらないで公職選挙法の中でそれをはつきり規定していくなどといふこと、さつきの別表にくつづいているのも、「例とする」というのではこれは強制力がないので、是正すべしとあれば、私はさきといふまで行われてきたのじゃないのかと思うんですけれども、まあしょっちゅうあいうめんどうなといいますか、ことをしないで、それから私は定員というのは有権者から言えば非常に重大な問題なんですが、公職選挙法には実際に細かいことがたくさんいろいろ書いてあるんですけれども、定員に関するることは全然入っていない

ないんですね。それで最後の別表のところへきているのですけれども、それも一体それでいいのかどうか。というより、私ども法律に少し素人なものはそういう疑問も持つんですけれども、やっぱり適当な機会といいますか、できるだけ早い機会に、私は選挙を担当しておいでになります自治省で、自治大臣でそういう問題をもつと考えていただいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小川平二君) あの判決は当時の衆議院の定数についてなされた判決でございまして、かつ何倍までであれば合憲であり、それを超えれば違憲だというようなことに触れておるわけじゃございませんけれども、まあ著しい不均衡が存在するることは好ましくないという考え方を前提としてなされた判決だと存じます。そこで、いま衆議院の問題について御指摘があるわけですが、今後さらに不均衡が拡大をいたしました場合には、一方において衆議院の総定数のあり方、一方におきまして選挙区の区画のあり方ということも関連をさせて、各党の間で話し合いをなさっていただき是正がなさるべきだと、こう考えております。

一定の期限を切つて必ず是正をすべしということを法律に書くべしという御意見でございますが、これは多少の技術的なむずかしさが伴うものじやなかろうかと存じます。政府委員から答弁を申し上げます。

○政府委員(山本悟君) ただいまの、定数が公選法にも何ら原則が書いてなくて別表でほんと出てくるじゃないかと、また、そのほかのその後の改正も附則の方で行われておるじゃないかと、こういう御意見でございまして、まあ選挙区ごとの定数——別表というのは実を申し上げますと原則を越えまして非常に明確に書いてあるということで、もう原則を書く余地が法律理論的にはないんじゃないだろうかと。自治法のように条例に譲らされていると、各団体の定数が条例であるというような場合には、どういうかここの決めるべきだ、あるいは選挙区ごとの定数はどういうもので決めろということがまさに原則論といてしまして

自治法の中に書いてあるわけでございます。それに従つて各地方公共団体にはやつていただきたいのはそういうそのやり方の問題もありますけれども、それは各団体でお決めるときは条例で決めていただく、こういうシステムが自治法の中に入つておるわけでございます。あるいは公職選挙法に入つておるわけでございますが、もう衆議院の定数の場合には、法律そのもので、具体にどこにいたしましてはいろいろの御議論があつて、それが積み重なつて最後の姿が法律にあらわれると、原則の書きようがない。この別表ができます、あるいは別表を御議決いただきます際の御議論といつしましてはいろいろの御議論があつて、それが積み重なつて最後の姿が法律にあらわれると、法律技術的にはやむを得ないんじやないかというような感じもいたします。

また、御案内のとおり、その後の定数是正の際にあるいは選挙区の変更の際に附則でいたしております。この点は、別表を変えます際には基本的に全体手直しをしなきゃならぬというようなことに法律上なつておるわけでございまして、なかなかそういう時期になつていい、まあそういう御意見でございまして定数の変更だけは行われてくると、こういったいろいろな諸般の情勢というものが、法律的にも附則で行われていると。こういうことで過去二回定数是正が行われておるわけでございまして、御指摘のとおり、本来言えばもう根っこからきれいに直すべきである。これは御議論としてはもつともなことと存するわけでございまして、御指摘のとおり、本來言えばもうから、法律的にも附則で行われていると。こういうことで過去二回定数是正が行われておるわけでございまして、御指摘のとおり、本來言えばもう根っこからきれいに直すべきである。これは御議論としてはもつともなことと存するわけでございまして、御指摘のとおり、本來言えばもう

やんといらしくだすつて、われわれ国民が信頼できるようないつの組織をつくつておつくりになつた。されば、それは選挙運動で自治省は必ずいふん毎年予めています。それは各団体でお決めるときは条例で決めていただく、こういうシステムが自治法の中に新しくなつておつくりになつてやつて、それが、選挙局を部に引き下げたり何かするのではなくとも、選挙局を専門家がおなりになつて調査をしておいでになると想うんですけども、やつぱり國として、私は、本当の選挙制度の公平などいうか中立的なというか、党利党略には全然触れない、そういう調査研究があつてしかるべきじやないのかと。ちょっとその選挙制度なんかのとくに、一般国民から言うと、それが本当なのか、どうが本当に国民にとっていいのかわからぬといふんです、迷うんですよ。政党はそれは御自分の政党が利益になるようにといふ立場でお考えになることはこれは無理もないと思うのですけれども、国民党から言えば、そういういわゆる党利党略といふのでなく、公平に、本当の民主主義の立場から國民の意見を政治に正しく反映させる一つの方法といいますか制度といいますか、何がいいのかと。これは非常にむずかしいと思うのですけれども、それが私はできないんだと。いや、自治省は選挙制度審議会というものを何回かなつて、いろいろな方々をお集めになつておられるけれども、それは要するにそこで議論になつたことの記録を持つておいでになるだけでござりますが、そこで一つのいろんな方たちのある程度まとまつた、それは意見はいろいろありますようけれども、少な

くともこれの意見はこうと、あるいはこうといふいろいろな幾通りの意見があるとかなんとかいうことが、私はやっぱり自治省の選挙部といふか、これは私はやっぱり役所の管轄下にあつても多少別なものとして、そしてそこには本当の専門家がち

てどうと、そのやり方の問題もありますけれども、自治省がただもう政党で御相談をくだすつてなんと言ふことは、少し私は責任の逃避じゃないかと想うんです。

それで、本当は私は自治省には、というか、自治省に、大体選挙部——部長さんおいでになりますが、選挙局を専門家がおなりになつて調査をしておいでになると想うんですけども、あれはもう冷えちゃつていて、それが、選挙制度といつては、それはまあ大学で学者の方たち、あるいは専門家がおなりになつて調査をしておいでになると想うんですけども、やつぱり國として、私は、本当の選挙制度の公平などいうか中立的なというか、党利党略には全然触れない、そういう調査研究があつてしかるべきじやないのかと。ちょっとその選挙制度なんかのとくに、一般国民から言うと、それが本当なのか、どうが本当に国民にとっていいのかわからぬといふんです、迷うんですよ。政党はそれは御自分の政党が利益になるようにといふ立場でお考えになることはこれは無理もないと思うのですけれども、国民党から言えば、そういういわゆる党利党略といふのでなく、公平に、本当の民主主義の立場から國民の意見を政治に正しく反映させる一つの方法といいますか制度といいますか、何がいいのかと。これは非常にむずかしいと思うのですけれども、それが私はできないんだと。いや、自治省は選挙制度審議会というものを何回かなつて、いろいろな方々をお集めになつておられるけれども、それは要するにそこで議論になつたことの記録を持つておいでになるだけでござりますが、そこで一つのいろんな方たちのある程度まとまつた、それは意見はいろいろありますようけれども、少なくともこれの意見はこうと、あるいはこうといふいろいろな幾通りの意見があるとかなんとかいうことが、私はやっぱり役所の管轄下にあつても多少別なものとして、そしてそこには本当の専門家がち

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案(衆)

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案  
国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律

(目的)

この法律は、超過負担を生じさせないための措置を定めることにより、国の財政と地方公共団体の財政との関係の健全化を図り、及び超過負担をした地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体の財政の健全な運営に資することを目的とする。

第二条 この法律において「超過負担」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 国庫負担事業等(地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十一条から第十条の四までに規定する事務及び同法第三十四条第一項に規定する経費に係る事務並びに警察法(昭和二十九年法律第百六十三号)第三十七条第三項に規定する経費に係る事務及び廃棄物の処理に規定する経費に係る事務及び廃棄物の処理に規定する経費に係る事務をいう。以下この条において同じ。)に要する経費の算定基準が、当該国庫負担事業等を実施するために必要かつ十分である金額を基礎としていることにより、地方公共団体が当該国庫負担事業等について本来負担すべき額を超えて負担することとなること。

二 国庫負担事業等に係る国と地方公共団体に対する支出金が、当該国庫負担事業等を実施するために必要かつ十分である経費の種目にについて支出されないことにより、地方公共団体が当該国庫負担事業等について本来負担すべき額を超えて負担することとなること。

(国と地方公共団体との超過負担を生じさせないため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

(国と地方公共団体との超過負担を生じさせないため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

第三条 国は、地方公共団体の超過負担を生じさせないため、必要な措置を講ずることとし、又は当該組織が推薦する者二人

八 学識経験のある者五人以内

七 関係行政機関の職員十二人

三 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 内閣総理大臣及び関係各大臣は、前項の措置を講じようとするときは、次条第二項又は第三項の規定に基づく地方超過負担調査会の答申又は意見を尊重しなければならない。

(地方超過負担調査会)

第四条 総理府に、地方超過負担調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方公共団体の超過負担を生じさせないための措置について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申するものとする。

3 調査会は、地方公共団体の超過負担を生じさせないための措置について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 調査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五条 調査会は、委員二十九人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一 全国の都道府県知事の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

二 全国の都道府県議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

三 全国の市長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

四 全国の町村議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

五 全国の町村長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

六 全国の市議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者二人

七 関係行政機関の職員十二人

八 学識経験のある者五人以内

本案施行に要する経費としては、約四千億円の見込みである。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 この法律に定めるものほか、第一項の交付金及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

第六条 国は、昭和四十七年度から昭和五十一年度までの間ににおける超過負担をした地方公共団体に対し、交付金を交付する。

2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する交付金の額は、内閣総理大臣が、政令で定めるところにより、昭和四十七年度から昭和五十一年度までの間ににおける超過負担により当該地方公共団体の負担となつた額として定める額とする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ調査会に諮り、その意見を尊重して定めるものとする。

3 第一項の交付金は、政令で定めるところによること。

3 地方超過負担調査会 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

4 附則

り、昭和五十二年度から昭和五十四年度までの間に交付する。

4 前三項に定めるものほか、第一項の交付金の交付に關する必要な事項は、政令で定める。

(附則)

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のよう改正する。

2 第六条第十六号の四の次に次の一号を加える。

2 第十五条第一項の表中国民生活安定審議会の

年法律第号の施行に關すること。





昭和五十二年六月七日印刷

昭和五十二年六月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D